

（仮称）彦根総合運動公園整備基本構想（案）について

1 公園整備基本構想（案）に対する意見・情報の募集結果

平成 27 年 1 月 16 日（金）から 2 月 16 日（月）までの間、意見・情報の募集を行うとともに、県内各市町に対し文書による意見照会を行いました。

その結果、16 の個人・団体より、71 件の意見等が寄せられました。その概要と、それに対する滋賀県の考え方は別紙のとおりです。

なお、提出された意見等は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものになっています。

意見等の内容

項 目	意見等件数
第 1 章 基本構想の背景	0 件
第 2 章 公園整備の基本的な考え方	1 件
第 3 章 計画条件の整理	5 件
第 4 章 基本方針の検討	0 件
第 5 章 施設計画等の検討	49 件
第 6 章 事業化の検討	13 件
その他意見	3 件
合 計	71 件

※期間中に開催しました自治会長説明会（1 月 23 日）、住民説明会（2 月 11 日、13 日）で本基本構想（案）について出された主な意見を＜参考 1＞のとおり添付しています。

2 公園整備基本構想（案）（概要版：資料 1-2、本文：資料 1-3）

前項の意見・情報の募集結果等を踏まえ、（仮称）彦根総合運動公園整備検討懇話会において＜参考 2＞のとおり検討し、（仮称）彦根総合運動公園整備基本構想（案）に一部修正等を行い、基本構想（案）【修正版】をまとめました。本案により、平成 26 年度中に基本構想を策定する予定です。

別紙

(仮称)彦根総合運動公園整備基本構想(案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の方

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
第2章 公園整備の基本的な考え方			
1	P2-1	なぜ都市公園として整備する必要があるのかが明記されていない。「2-2 公園整備の基本的な考え方」には、都市における緑地の機能や必要性等を示すべきではないか。	都市公園としての整備の必要性については、ご意見を踏まえ、「2-1 公園のイメージ」を次のとおり修正します。なお、「2-2 公園整備の基本的な考え方」は、どのような機能をもった公園として整備すべきかについて、県としての考え方を整理したものですので、原案のとおりとします。 (修正前) 現在の彦根総合運動場を第1種陸上競技場を備えた都市公園として再整備するにあたって、再整備後の(仮称)彦根総合運動公園を次のとおりイメージして整備を進めます。 (修正後) 現在の彦根総合運動場を、第1種陸上競技場等を備えたスポーツの拠点とするとともに、緑やオープンスペースを活用したレクリエーションなど多様な機能を持ち、すべての人々が気軽に利用できる場とするため、都市公園として再整備します。整備後の(仮称)彦根総合運動公園のイメージは次のとおりです。
第3章 計画条件の整理			
2	P3-5	この基本構想は国体を背景とし、スポーツを中心とした内容であるので、上位関連計画の整理において、「滋賀県スポーツ推進計画」は、最も上位に位置づけられるべきものであり、都市公園として整備される内容から、「彦根市緑の基本計画」も同様に位置づけられるべきものと考え。また、彦根市のスポーツの推進に関する計画も位置付けるべきと考える。	各種法令をはじめとする様々な側面から関連する諸計画を整理したものであり、優先順位を示したものではありませんので、原案のとおりとします。
3	P3-5	拡張部分が下水道の事業認可区域外となっているので、「上位関連計画の整理」の中に下水道計画を含めてほしい。	拡張部分について、彦根市下水道計画および琵琶湖流域下水道の事業計画との整合を図るよう、関係機関と調整します。
4	P3-8	選手、役員等の宿舎について、彦根市内でどれだけだけの宿泊能力があるのか。国体時はどのように対応するのか心配である。	平成25年度から平成26年度にかけて設置した第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会主会場選定専門委員会での検討結果から、選手や役員の宿泊施設については一定確保できると見込んでいます。 彦根市内のみに限らず、県内の各市町等の協力も得ながら、宿泊施設の確保に努めます。
5	P3-12	P3-6にもあるように、彦根長浜都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が見直される予定であるため、都市計画決定に関する事項については、彦根長浜都市計画区域において彦根市と区域を共有する米原市、多賀町及び長浜市とも、時期などを調整いただく必要が出てくる可能性があります。県都市計画課を経由するなどして、随時、各市町の都市計画所管課へも情報提供願います。	県や彦根市の関係部局と連携を密にして手続を進めます。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
6	P3-12	P3-12にある大規模な用途地域の変更については、彦根長浜都市計画区域において彦根市と区域を共有する米原市、多賀町及び長浜市の都市計画に影響する可能性がありますので、『市町決定都市計画の県協議等に関する指針【滋賀県】】(滋賀県都市計画課所管)に定められた広域調整の実施等により、関係市町との調整に配慮願います。	県や彦根市の関係部局と連携を密にして手続を進めます。
第5章 施設計画等の検討			
7	P5-1	現運動公園の敷地を球場&駐車場部分を残して売却し市内の別の土地(現近江高校第2グラウンドあたりなど)を広く購入した方が安上がり且つ制限が少ないのでは。	スポーツ拠点としての整備に加え、だれもが気軽に利用できる広場、交流の場を整備することを基本的な考え方としています。市街地や文化施設に近いことや公共交通機関等からのアクセスがよいことなどから当地が国体主会場に選定されたものであり、制限はあるものの、皆様に長く愛着を持って利用される施設整備を進めていきたいと考えます。
8	P5-1	「日本体育施設協会」に記されている陸上競技場の方位・向かい風・西日などを考慮しているか。	滋賀県陸上競技協会等のご意見を伺いながら、風向・日照等を考慮し、陸上競技場を配置しています。導入する施設の種類や配置については、今後の公園計画・設計において、さらに検討していきます。
9	P5-1	投てき、やり投げ、ハンマー投げ、円盤投げ等で競技役員や補助員が西日のため投てき物を見失い事故等が起こらない計画が必要である。	施設の配置については、滋賀県陸上競技協会等にご意見を伺いながら、さらに検討していきます。
10	P5-1	観客目線という意識(臨場感)と快適に観戦できることを強く意識してほしい。	第1種陸上競技場の規模や形状、その他設備等については、いただいたご意見も参考にさせていただきます。今後、計画・設計を進めます。
11	P5-1	全周屋根付20000席(固定席)以上で検討してほしい。	
12	P5-1	勾配のない芝生席は不要。	
13	P5-1	負の遺産を残さないことも大事だが、中途半端で使いにくい箱物はそれ以上に無駄。	
14	P5-1	J対応等を改修で行う場合、改修費と新設の場合のコスト比較を行ってください。	
15	P5-1	基本的に改修で増設したスタジアムはどこでも見にくく不評です。	
16	P5-1	せっかく1種競技場を作るのであれば彦根Cityマラソン等の大会をフルマラソン(選手招待)に対応できるようスタジアムを検討頂きたい。	
17	P5-1	市民体育センターも新築するのであれば、スタジアム&アリーナ一体型にして会議室、事務室等を統合、普段から一般市民が使いやすい施設にしてみようか。	今回整備する公園においては、都市公園法の建ぺい率や風致地区における高さ規制などからアリーナの設置については不可能な状況です。市民体育センターの建設場所や規模等に関しては、今後、彦根市で検討される予定です。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
18	P5-1	第1種陸上競技場、第3種陸上競技場に夜間照明施設の設置を要望する。 災害時の一時避難場所として夜間照明があるということは安心、安全。夜間利用により稼働率がアップし収益が見込める。また、市民の健康維持、増進の時間確保にもなり、近隣地域の安全確保、犯罪防止効果が見込める。	第1種陸上競技場については、日本陸上競技連盟の基準により、夜間照明設備の設置が必要となっています。陸上競技場を含め公園内の夜間照明については、スポーツ利用のほか災害時対応や防犯の観点からも整備を検討します。
19	P5-1	第3種陸上競技場トラック内をJFA公認人工芝の設置(105m×70m)を要望する。 天然芝よりも維持、手入れが楽で天候に左右されない。また、他競技(アメフト、ラグビー、グラウンドゴルフなど)でも使用しやすく使用制限がない。	日本陸上競技連盟の規程により、第3種の公認陸上競技場のインフィールドは天然芝と定められています。
20	P5-1	サブ競技場の内フィールドを人工芝化	
21	P5-1	サッカー部を指導しており、秋季大会などで多目的グラウンドをよく利用していた。できるならば大会にふさわしいピッチで試合をさせたいと常々思っていた。第3種の競技場を人工芝にしていただけると、大会運営側としてもたいへんありがたい。	
22	P5-1	第3種陸上競技場について、現多目的広場と同じ料金とするなど利用しやすさをそのままにし、トラック内をグラウンドゴルフやラグビー、アメフト、サッカーなどのスポーツに最適な人工芝への機能強化をしてほしい。	日本陸上競技連盟の規程により、第3種の公認陸上競技場のインフィールドは天然芝と定められています。 なお、多目的広場については、公園内に整備するよう検討しています。
23	P5-2	【駐車場用地】 公園区域内の3カ所の駐車場では、国体開会式、閉会式では不足すると思われる。松原干拓内のかさ上げ工事を中断して、一時駐車場として活用してはどうか。近江高校第2グラウンドを借りて、シャトルバス運行では効率が悪いと思う。	国体開催時には、公園近隣における交通渋滞を回避するため、別の場所に駐車スペースを確保しシャトルバスで輸送することを主とした輸送計画を検討していく予定です。
24	P5-2	無理やりテニスコートを敷地内に入れるよりは駐車スペース、フリースペースに余裕を持たせたほうがよいのではないか。	多様な競技・スポーツに活用いただける総合運動公園として、野球場、第1種陸上競技場、第3種陸上競技場のほかに、庭球場や多目的広場を整備するよう検討しているところです。
25	P5-2	「a庭球場」や「b多目的広場」、「dスイミングセンター」については、全国規模の大会を分散開催させることや、交通への負荷の低減も考慮し、広く県内全体を代替候補地として検討していただきたい。	現在の利用状況等を考慮し、庭球場や多目的広場は、当公園内での整備を検討しています。 スイミングセンターについては、県内の他所での再整備を検討します。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
26	P5-3	グラウンド横の宿泊施設を以前利用した。格安で大勢宿泊できて、会場に近いということは中学年代のチーム遠征には必須の条件であるので、宿泊施設の完備を是非お願いしたい。	現在の利用状況(年間約2,200人)や交通アクセス、他府県の例などを総合的に勘案して、整備しないこととしました。
27	P5-3	県外チームを招待し合宿してもらう際に宿泊施設を利用してもらっている。各競技施設へのアクセス、料金設定などを考えると他に代わる施設がない。国体開催後も多くの人に総合運動場を利用してもらうために、宿泊施設の建設を望みます。	
28	P5-3	スポーツ会館を利用して部活動の合宿や練習試合をよく実施した。価格もリーズナブルで自炊施設もありたいへん使い勝手が良く重宝した。宿泊施設を建設予定に加えていただけないか。	
29	P5-3	宿泊施設を残すもしくは新設	
30	P5-3	現スポーツ会館の代替として、敷地内に宿泊施設(100名～400名規模)の設置を要望する。国体後、収益の多くを見込める最有力施設となる。また、防災、避難所の拠点としての役割を兼ねることができる。	現在の利用状況(年間約2,200人)や交通アクセス、他府県の例などを総合的に勘案して、整備しないこととしました。防災、避難場所に関しては、今後、彦根市において、周辺施設を含めて総合的に検討されることになります。
31	P5-3	国体後の利益を生み出すという点、防災の観点から、スポーツ会館に代わる宿泊施設の検討をしてほしい。	
32	P5-3	プールがなくなるため、県下に飛び込み、水球等ができる総合プールの建設が必要になります。県立プールの建設を検討願います。	スイミングセンターについては、県内の他所での再整備を検討します。
33	P5-3	国体開会式の際に必要な施設として、屋内施設が必要かと思う。選手とは別に開会式行事としてアトラクション等、数千人の人が出演しますが、それに係る大道具や小道具の保管場所や待機・退避場所が必要ではないか。前日の風雨や当日の風雨の対策を考えておく必要があるのではないか。	国体開会式時には、周辺の学校施設等にも協力いただき必要なスペースを確保していく予定です。荒天のため、屋外で開会式を行えない場合の対策についても、今後検討していきます。
34	P5-3	国体開会式の際には屋内施設が必要だと思うが、屋内施設を考えるとしたら場所が十分確保することができないように思う。野球場を解体して、一からレイアウトを考え直したり、また、駐車場をすべて地下にして地上空間を確保することも考えられるのではないか。	国体開会式時には、周辺の学校施設等にも協力いただき必要なスペースを確保していく予定です。野球場の再整備や地下駐車場整備等については、整備費用の増大につながるため、初期費用を抑えながら施設の維持管理・運営を進めていく観点から、予定していません。
35	P5-3	国体終了後、運動公園としての施設の有効利用のため、集客力のあるホールや屋内施設が必要かと思う。	サッカー等の競技にも利用できる陸上競技場の整備など、稼働率・集客率を高める運動公園の整備、運営を検討します。なお、今回整備する公園においては、都市公園法の建ぺい率や風致地区における高さ規制などから集客力のある屋内施設の設置については不可能な状況です。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
36	P5-3	【市民センターの位置】 公園整備の基本的な考え方のBで、防災機能の強化を図るため、物資の集積拠点として整備すると明記されている。全国からトラック・ヘリ等で集められた物資の保管場所、倉庫としても、市民体育センターは公園内に必要と思う。決して、公園外に新たに建設することのないように提案する。 東日本大震災発災の際、福島原発周辺の方が避難されてきたのは、福島国体の折に整備された、あづま総合運動公園内の体育館だった。避難者の支援に参加したが、避難場所、救援物資の保管場所としても、体育館が十分に機能していた。一度、福島県のあづま総合運動公園を視察すると良いと思う。	現在想定している公園においては、都市公園法の建ぺい率などから体育センターの設置については不可能な状況であり、今後、彦根市において場所や規模などの検討がなされる予定です。
37	P5-4	【指定避難場所について】 現状におきましては、彦根総合運動場スイミングセンター(および市民体育センター)を一時避難場所として指定しているため、新しく建設される施設等につきましても、避難場所として指定できることを前提としていただきますようお願いいたします。	避難場所の指定に関しましては、今後、彦根市と協議を進めます。
38	P5-4	彦根総合運動場近くにある下水処理場のエネルギーを有効利用できないか。	ご意見を踏まえ、「4)環境」について次のとおり修正します。 (修正前) 木々による緑化や再生可能エネルギー(例:太陽光)の活用など環境に配慮した施設の整備を検討します。 (修正後) 木々による緑化や再生可能エネルギー(例:太陽光、下水熱)の活用など環境に配慮した施設の整備について、関係機関と連携し検討します。 (修正前) 雨水を貯水しトイレ洗浄や芝への散水などに利用します。 (修正後) 雨水を貯水しトイレ洗浄や芝への散水などに利用します。また、下水再生水の利用についても関係機関と連携し検討します。
39	P5-5	良い競技場が出来れば、彦根城をバックに多様な行事が企画でき、経済的効果も上がると思う。	国体開催を契機に、周辺の地域経済の活性化につながるよう、彦根市とも連携を図りながら施設整備に取り組みます。
40	P5-5	公園に整備する駐車場は、彦根城観光客との駐車場を兼ねて利用すれば収益をあげられると思う。	駐車場の有効な利用方法については、今後、彦根市とも協議しながら検討していきます。
41	P5-5	地域活性化に向けては、彦根市外の県民も利用しやすく、スポーツツーリズムなど広域連携による幅広い効果が得られるよう検討願います。	ご意見を参考に、誰もが利用できる公園の整備に努めます。
42	P5-5	彦根市が管理運営する金亀公園については、(仮称)彦根総合運動公園と連携を図るべき公園であると考えており、基本構想に「隣接する金亀公園との連携」について記載いただきたい。	どのような連携が考えられるかも含め、今後、検討します。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
43	P5-5	彦根城、金亀公園からの三丸橋を伸ばして県道彦根港道路を超えて主会場までつなげば彦根市の運動公園、金亀公園が観衆等の休憩場所となり、彦根城の観光ルートにもなる。大会期間中に運動広場をお祭り広場にして全国47府県に宣伝できる機会にはいかがか。	国体開催時は、県のPR等を行う「おもてなし広場」などのスペースを確保する必要があります。今後、金亀公園など周辺の施設との連携も考慮しながら、開会式等の計画を進めます。
44	P5-5	彦根城は彦根市のシンボルなのでお城の景観と調和した施設になるように工夫してほしい。ここ数年、彦根城の樹木がかなり伐られたので、運動公園には代わりにたくさん木を植えて憩いの場としてほしい。桜の木を植えればお花見も楽しめるようになる。運動公園の横には小学校や幼稚園もあるので、子供たちの校外活動にも利用できるような自然がいっぱいの公園になるとよい。子供が遊ぶ遊具は派手な色のペンキを塗ったものが多いが、彦根城には似合わない。	彦根城や住宅地など周辺地域からの景観、周辺生活環境等への影響に配慮するとともに、公園利用者の自然との触れ合いなども考慮して、公園内の緑化を推進することとしています。いただいたご意見も参考にさせていただき、今後、公園計画・設計を進めます。
45	P5-6	全周屋根付にすることにより近隣の騒音、夜間照明の光漏れ等の対策になると思う。	第1種陸上競技場の規模や形状、その他設備等については、いただいたご意見も参考にさせていただき、今後、計画・設計を進めます。
46	P5-6	競技場に夜間使用禁止(ナイター禁止)や鳴り物禁止といった制約がかからないよう照明、屋根に工夫してほしい。	
47	P5-6	【周辺環境調査】 調査結果から、公園整備工事期間中あるいは国体開催中の大気汚染や騒音・振動・地下水汚染を予測できるのか疑問である。その点、調査結果の公表とともに、ホームページ上でわかりやすい説明をお願いする。	環境調査の結果については、住民説明会等の場を通じて地域住民の皆様にご報告するとともに、県ホームページ等で公開します。
48	P5-7	第1種陸上競技場と第3種陸上競技場が離れている。選手や監督のことを考えればできるだけ近いほうがよいことから、第3種陸上競技場を現在の陸上競技場付近や、近江高校のグラウンドに用地を拡張するなどして配置することができるのではないか。	用地の拡張範囲の決定にあたり近江高校グラウンドを含めたケースの検討などを行いました。用地確保のためには日時や多額の費用がかかることなどを考慮して、今回の配置案としています。導入する施設の種類や配置については、今後の公園計画・設計において、さらに検討していきます。
49	P5-7	【会場内施設配置】 二つの陸上競技場の配置について、離れすぎているのではと思う。また、途中、施設用地にくびれた箇所があり、相互の移動に支障をきたすことが想定される。この位置は高台で水田となっているが、計画区域に取り込んで、平地化されてはどうか。	施設の配置については、今後の計画・設計において、関係機関のご意見もお聞きし、さらに検討していきます。 なお、公園予定区域に関しては、ご意見の狭小な部分でも30m程度であることから移動等への支障はなく、また、公園として必要な面積についても確保できるものと考えています。
50	P5-7	現芝生広場と住宅街の間の三角地の買収はできないのか。	ご意見の三角地一帯を取得するには、数多くの住居の移転を伴い、居住者の方々への影響が大きいことに加え、日時や多額の費用を要するところです。
51	P5-7	敷地が狭いので、近江高校の校門前の敷地とグラウンドの敷地を交換で入手することはできないのか。	用地の拡張範囲の決定にあたり近江高校グラウンドを含めたケースの検討などを行いました。用地確保のためには日時や多額の費用が必要となることなどを考慮して、今回の配置案としています。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
52	P5-7	現状の2種競技場を改修(スタンド取り壊しと周りの手直し)して第3種補助競技場として使えないのか。	施設の配置については、今後、公園計画・設計においてさらに検討していく予定であり、いただいたご意見も参考にさせていただきます。
53	P5-7	【会場内施設配置】 城北幼稚園の西側の駐車場の北に空き地があり、施設用地にするとの説明があったが、現況はマンションの駐車場や個人の駐車場となっており、施設を建設するにしても、マンションの真下であり、試合に支障が出る(常時見下ろされているため、高い目隠しが必要になる)恐れがあることから、駐車場とすべきと思う。	導入する施設の種類や配置については、今後、公園計画・設計において、関係機関のご意見もお聞きし、さらに検討していきます。必要に応じ植栽やフェンス等、目隠しとなる施設についても検討します。
54	P5-7	限られた面積であるのでしっかりとしたバスターミナルを設置し公共交通機関での来場を増やす対応が必要ではないか。	今後の公園計画・設計において、利用者の交通手段についても検討を加え、施設整備を進めます。
55	P5-7	主会場決定の際の新聞報道では、近江高校、城北小学校、城北幼稚園の移転と書かれていた。基本構想では移転しないようだが、変更となったのか。	主会場の決定に際して敷地拡張が一つの課題として挙げられたところですが、その時に近江高校や城北小学校等の移転が前提とされていたことはありません。
第6章 事業化の検討			
56	P6-1	工事期間中は、陸上競技大会の開催場所が皇子山競技場のみとなる。様々な大会がスムーズに開催できるように県から大津市に依頼いただきたい。	工事期間中の大会運営への影響を考慮し、現在ご利用いただいている各スポーツ団体等とも協議のうえ工事を実施します。
57	P6-1	【近江高校周辺のかさ上げ工事】 計画が固まり次第、早急に工事をストップすべきと思う。特に、近江高校東側は第3種陸上競技場になる見込みであり、表土を戻すことは非常に無駄な工事となる。近江高校北側は駐車場として活用して、国体終了後に田に戻してもよいと思う。(その期間の作付補償が必要となるが)	敷地拡張を予定している近江高校東側のかさ上げ工事については、早急に関係機関と調整を行います。 また、国体開催時の駐車場については、公園近隣における交通渋滞を回避するため、別の場所に駐車スペースを確保しシャトルバスで輸送することを主とした輸送計画を検討していく予定です。
58	P6-1	彦根市民体育センターの除却時期について拡張範囲に彦根市民体育センターも含まれると聞いている。市民体育センターはいつ頃除却されるのか。	彦根市民体育センターについては、現運動場内の既存施設(野球場を除く)と同様に平成29年度までの解体に向け、今後、彦根市と協議します。
59	P6-1	新体育館の建設について彦根市民体育センターが除却されると新しい体育館が必要となるが、いつ頃建設されるのか。体育館を使えない時期があると困るので、体育センターを取り壊す前に新しい体育館を建ててほしい。それらのスケジュールを教えてください。	彦根市民体育センターの建設場所や規模等に関しては、今後、彦根市で検討される予定です。
60	P6-1	リハーサル大会をどのような大会を計画するか、今から計画しておく必要がある。できれば1年前に開催したほうがよい。	リハーサル大会は、国体や障害者スポーツ大会の1年前の平成35年に実施する予定です。どのような大会とするかについては、今後調整します。
61	P6-1	高さ制限がある場合、掘り下げ式を検討してみてもどうか。	第1種陸上競技場の規模や形状、その他設備等については、いただいたご意見も参考にさせていただき、今後、計画・設計を進めます。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
62	P6-1	計画地の軟弱地盤対策については、よく調査、研究のうえ、平坦で歪みのない競技場が何十年も維持できる第1種公認陸上競技場ができることを切望する。	軟弱地盤対策については、今後、調査を行い対応策について検討していきます。
63	P6-1	第1種陸上競技場のメインスタンドの建築にあたり、彦根城の景観問題があげられるが、観衆の収容人数の第1種公認検定内で十分であり、高さはスタンドの内部の設備をどこまで整えるかによって決まってくる。騒音が小学校に届かないようにして、平日の大会や行事が開催できるようにしてほしい。整備に当たっては、体育施設協会や日本陸連等の専門機関に相談しながら進めてほしい。	彦根城からの景観、また、周辺の住環境や学校施設への騒音等に配慮し、また、滋賀陸上競技協会を始め関係機関とも相談させていただきながら公園整備を進めます。
64	P6-1	色々な工夫をして立派な運動公園にしてほしいが、Jリーグの試合ができるような立派すぎる施設はいらないと思う。どちらかといえば、野球場を改修してほしい。	国体後の利用を見据えた適正な規模での施設整備を進めます。 存置する野球場については、適切な維持管理のもと、今後も多くの方に利用していただけるように取り組みます。
65	P6-2	国体開催に伴い更なる交通渋滞が危惧されることから、市内主要道路の整備計画と併せ、外町交差点付近の国道306号バイパス計画をはじめ、名神高速道路多賀サービスエリアを利用した仮称「多賀スマートインターチェンジ」の設置、多賀町と彦根市南部地域を結ぶ犬上川右岸沿いの都市計画道路「猿木敏満寺線」・「彦根多賀線」の整備等を本計画に組み入れ、県が事業主体となり積極的に取り組む計画内容としていただきたい。	国体時の交通計画は、道路管理者や警察等と協議しながら今後検討していきます。 公園整備に伴う道路整備計画についても、今後、関係の道路管理者と協議します。
66	P6-2	【国体会場へのアクセス道路】 彦根インターからのみでなく、長浜・米原方面からのマイカー、近江八幡・能登川方面からのマイカーも多数想定されるため、湖岸道路の整備とともに、国道8号、21号からのアクセスも配慮すべきと思う。入江干拓内から松原干拓への県道がメインになるのではと思う。市道2路線の拡幅整備が計画されているようだが、プール西側の整備とともに、松原干拓中央の縦の農道も幹線道路として整備すべき。 さらに、彦根港があるので、もっとも滋賀県らしい交通手段として、湖上交通を活用し、大津、長浜ほか各港からの船の便の整備も検討されたらどうか。港から会場へのシャトルバスもあると便利である。	公園整備に伴う道路整備計画については、今後、関係の道路管理者と協議します。 国体開催時の湖上交通の活用やシャトルバス運行については、今後、国体開催時の輸送・交通計画で検討していきます。
67	P6-2	【城北小学校・幼稚園・近江高校前市道の拡幅】 学校前の市道は、湖岸道路から、あるいは関電前の県道からのマイカーのメイン道路になると思われる。松原ニュータウン住民の唯一の生活道路でもあり、また通学路でもあることから、万全の安全対策をお願いする。街路灯、ミラーの設置、自転車と歩行者の分離をお願いする。また、大会中は、交通整理員の配置をお願いする。(例年、彦根花火大会では10時過ぎまで身動きできない状況である。)	市道の整備に関しては、道路管理者である彦根市にご意見をお伝えするとともに、安全確保の観点から駐車場等の公園施設の配置にも配慮します。 また、国体開催時における交通対策についても、万全を期すよう努めます。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
68	P6-2	彦根市では、国体主会場へのアクセスや駐車場への誘導道路として、総合運動場西側の道路および北側の道路をそれぞれ拡幅する計画をしております。 特に西側道路については、普通河川に面していることから、道路拡幅用地として、総合運動場敷地をお願いしたいと考えております。 また、今後計画を進められる中で、公園への出入り口や駐車場配置等、彦根市道路計画に反映してまいりますので、相互に情報を共有し、密に連携を図ってくださいますようお願いいたします。	今後も、彦根市と連携しながら事業を進めます。
その他意見			
69	その他	公園整備基本構想(案)に関する住民説明会で出された意見についても、回答を含め公表してほしい。	これまでに開催した住民説明会等でいただいたご意見やそれに対する回答については、県ホームページへの掲載を検討しています。
70	その他	今後、発足・運営される検討委員会等において、近江商人の“もうける”商人魂で取り組んで頂きたい。また、そのような観点をお持ちの外部の方に委員として入っていただければ、県として歳出ばかりでなく歳入の面での大会開催が図れると思う。	今回の基本構想や基本計画の策定にあたって設置した懇話会においても、学識経験者や経済・スポーツ関連の専門家から意見をいただきながら検討をすすめています。今後も様々な分野の有識者から多様な意見をいただきながら国体開催に向け取り組んでいきます。
71	その他	彦根総合運動公園の整備が湖北地域(米原市及び長浜市)に存在する県施設の縮小につながらないよう配慮願います。	施設の必要性や利用者ニーズなどを踏まえ、それぞれの施設であり方や適正規模などを検討するものと考えます。

<参考１> 自治会長説明会（H27.1.23）、住民説明会（H27.2.11、13）での主な意見

	意見の概要
1	自転車が公園内を行き来すると危険。駐輪場を設置してほしい。
2	建築にあたっては、街を見渡したときに不自然なものとならないよう十分に配慮してほしい。
3	男性トイレにも育児に配慮した設備を整備するべきと思う。
4	松原内湖の歴史を踏まえ、施設整備してほしい。
5	公園内の排水は土地改良区域内の排水路に流さずに、港湾に流すようにしてほしい。
6	交通アクセスが良いことから主会場に選定されたと思うが、観光の要素を取り入れて施設整備をすべきと思う。
7	高校や小学校の周りに駐車場を配置するのは、防犯上よくない。
8	国体開催期間前後のボランティアの募集等をするべき。ごみの投棄も多く道路清掃等のボランティアを合わせて募るべきと考える。
9	公園が大きくなり、人が自由に出入りできるため、防犯対策を検討してほしい。木で覆われると死角が多くなる。
10	違法駐車などの問題が出たときの対応を警察と連携してしっかり対応してほしい。
11	観光や国体後の利用について、例えば、ＪＲの野洲止めの電車を彦根まで延伸するようなことも考えるべきではないか。
12	市民体育センターの整備について、大きな駐車場のある新しい公園の近隣に計画する方が良い。
13	小学校前の道路は、小学生の通学と高校生の自転車通学とががち合う。市道の拡幅整備では、歩道と車道だけではなく、自転車道も区別して整備するなど、子どもたちが安全に通行できるよう配慮してほしい。
14	大黒川沿いの道路の整備にあたっては、矢倉川沿いの道路まで取り付くよう整備してほしい。
15	公園整備にあたり避難場所になっている市民体育センターがなくなる。避難場所の確保について配慮してほしい。

<参考2>

(仮称)彦根総合運動公園整備基本構想(案)に対して提出された意見・情報((仮称)彦根総合運動公園整備検討懇話会における委員意見)とそれらに対する滋賀県の考え方

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
第4章 基本方針の検討			
1	P4-1	施設整備にあたり住民参画の考え方を加えるべきと考える。	【公園整備のポイントを踏まえた公園整備の基本方針】B 住民参画による施設づくりの考え方を加え、次のとおり修正します。 (修正前) また、環境に配慮し、防災機能の強化を図るとともに、観光資源や地場産業との連携による地域活性化に寄与する公園を整備する。 (修正後) また、環境に配慮し、防災機能の強化を図るとともに、観光資源や地場産業との連携による地域活性化に寄与する公園整備に向けて住民参画のもと取り組む。
第5章 施設計画等の検討			
2	P5-4	レクリエーション・健康づくりに、人と人とのふれあいや心と体の健康についても触れる方がよい。	「2)レクリエーション・健康づくり」を次のとおり修正します。 (修正前) ・子どもたちからお年寄りまでさまざまな世代の人たちが日常的に安全に利用できる遊び場やレクリエーションの場をつくり、人々の健康づくりにつなげます。 (修正後) ・子どもたちからお年寄りまでさまざまな世代の人たちが日常的に安全に利用でき、ふれあえる遊び場やレクリエーションの場をつくり、人々の心身の健康づくりにつなげます。
3	P5-4	間伐材の利用による環境への配慮も考え方に加えるべきと考える。	「4)環境」を次のとおり修正します。 (修正前) ・木々による緑化や再生可能エネルギー(例:太陽光、下水熱)の活用など環境に配慮した施設の整備について、関係機関と連携し検討します。 (修正後) ・木々による緑化のほか、<u>間伐材等の利用</u>や再生可能エネルギー(例:太陽光、下水熱)の活用など環境に配慮した施設の整備について、関係機関と連携し検討します。
4	P5-4	公園自体が美しいデザインで環境学習の場になれば、国体後も人々で賑わうのではないかな。	「4)環境」に次のとおり追加します。 (追加) ・<u>環境に配慮した取組を通して、美しい環境デザインを備えた人々の学びの場となるような施設づくりに努めます。</u>
5	P5-6	防犯の観点からの公園整備の考え方を整理すべきではないかな。	「5)住環境に配慮した施設設計」に次のとおり追加します。 (追加) ・<u>安全で住みよいまちづくりの観点から、外灯や防犯カメラの設置など関係機関と協議します。</u>

（仮称）彦根総合運動公園整備基本構想（案）の概要

基本構想の背景

- 県内には「国民体育大会施設基準」に適合した施設がなく、開・閉会式場を兼ねる陸上競技場（以下「主会場」という。）の確保が喫緊の課題。
- 平成 26 年 5 月、第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会常任委員会において、「日常性」「将来性」「地域への貢献」「スポーツの推進」の視点から総合的に評価され、主会場が滋賀県立彦根総合運動場（滋賀県彦根市松原町地先）に決定。
- 現在の彦根総合運動場を主会場の施設基準を満たす第 1 種陸上競技場を備えた都市公園として再整備するため、公園整備の基本的な方向についての外部有識者による公園整備計画検討懇話会での議論を踏まえ、本県の考え方を（仮称）彦根総合運動公園整備基本構想（案）として整理。

公園のイメージ

◆体力・健康づくり、夢育での場

- ・日常的に気軽にスポーツを楽しめる。
- ・子どもたちがスポーツを「する」「みる」「支える」ことにより夢を育てる。

◆多様な主体の交流の場

- ・スポーツを「する」「みる」「支える」といった機会を通じ人と人が交流する。
- ・コミュニティの形成や活動の輪が広がる。

◆歴史・文化などとの触れ合いの場

- ・歴史・文化・地形の変遷などの地域特性や自然に触れ、元気になる。
- ・地域のにぎわいへとつながっていく。

公園整備のポイント

- ・スポーツ拠点としての魅力向上
- ・交通アクセスの良さを活用
- ・周辺住環境への配慮
- ・軟弱地盤の対策
- ・伝統的な街並みや自然・歴史文化資源への配慮
- ・観光・レクリエーション系の拠点
- ・すべての県民が身近にスポーツを楽しむ
- ・多様な人々が日常的に利用可能
- ・将来にわたって多目的に利用可能
- ・防災機能を含めた多様な機能
- ・環境への配慮
（自然再生可能エネルギーの活用）
- ・ユニバーサルデザインの導入
- ・国体後を見据えた適正規模での整備
- ・民間活力の導入
- ・敷地の拡張
- ・観光名所などとの連動による地域経済の活性化
- ・将来の「Jリーグ対応」に向け拡張の可能性に配慮
- ・補助陸上競技場、周辺駐車場、公共空間などを活用した国体主会場の施設設計
- ・関係法規制への対応

公園整備の基本的な考え方

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能を備えた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観などと調和を図りながら再整備します。

A 国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化

交通アクセスの良さを活かして、県民のスポーツ拠点として整備を行い、日常的にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組む。また、周辺敷地を確保し施設を再整備する。

- 主な施設：第 1 種陸上競技場、第 3 種陸上競技場（第 1 種陸上競技場の補助競技場）、野球場（現有施設の存置）、駐車場（公園内に分散配置）を整備
- その他施設：例、庭球場、多目的広場、芝生スペース、休憩所、ジョギングコース、緑地緩衝帯などの整備について、利用状況や競技団体などの意見・要望を踏まえ検討。
- 現スイミングセンターは他所での整備を検討。スポーツ会館（宿泊施設）は整備しない。

B 国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備

だれもが気軽に、そして安全に安心して利用でき、健康づくりに寄与する公園を整備する。また、環境に配慮し、防災機能の強化を図るとともに、観光資源や地場産業との連携による地域活性化に寄与する公園整備に向けて住民参画のもと取り組む。

- 休憩・交流：地域の人々が日常から気軽に利用できる広場、緑の中の休憩空間などの整備
- レクリエーション、健康づくり：様々な世代の人たちが日常的に安全に利用できる心身の健康づくりの場、自然や季節を体感できる散策路・ジョギングコースなどの空間を整備
- 防災：大規模災害時の広域陸上輸送拠点・広域物資拠点などの役割を果たすための搬出入スペースを確保するなど、非常時の防災拠点となるよう整備
- 環境：間伐材等の利用、再生可能エネルギーの活用、保水性舗装や雨水貯留など、環境に配慮した施設を整備、環境に配慮した取組を通して美しい環境デザインを備えた学びの場となるような施設を整備
- ユニバーサルデザイン：段差のない園路や緩やかで無理のない勾配の採用、車いす使用者や乳幼児連れの人が利用できるトイレの設置など、すべての人が安全に安心して利用できる公園として整備
- 地域活性化：地域資源の利用による地域の活性化、周辺観光地や歴史などの情報発信

C 彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備

世界遺産登録を目指す彦根城など歴史的・文化的な景観に調和した公園を整備する。また、公園整備にあたり、周辺の住環境に配慮した施設計画に取り組む。

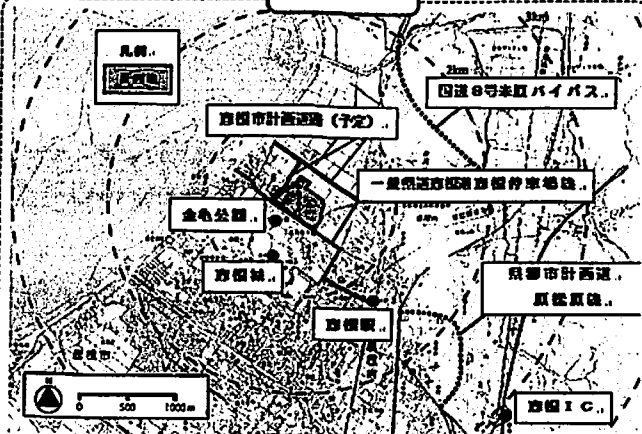
- 彦根城のシンボル軸：「国宝彦根城」を正面にしたシンボル軸の形成
- 歴史性を踏まえた施設づくり：城下町や宿場町の伝統、旧松原内湖や百間橋などの歴史的背景を踏まえた次世代につながる地域の誇りとなるよう施設整備に配慮
- 緑化推進：陸上競技場などの圧迫感や、生活環境への影響の緩和のため、植樹による緑化に配慮
- 自然素材の活用：滋賀県産木材などの自然素材・地域資源を活用し、地域の風土に調和した施設を整備
- 住環境に配慮した施設設計：施設整備に伴う騒音、振動などによる周辺の生活環境への影響を最小化、安全で住みよいまちづくりの観点で踏まえ関係機関と協議

現有施設敷地（約 14ha）と隣接地約 8ha を加え、全体約 22ha まで敷地を拡張

位置図

現有施設

施設配置図（ネーミング図）案

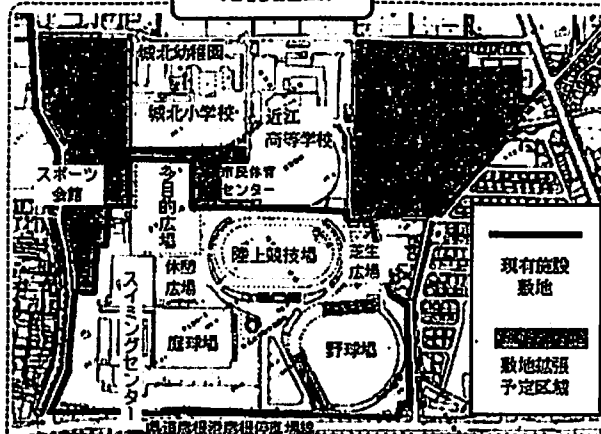


◆交通アクセス

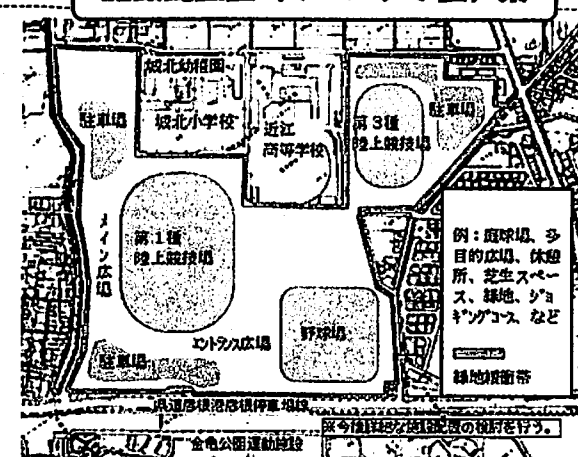
- 彦根駅から計画地まで約1.6km、車約4分、徒歩約20分
- 彦根ICから計画地まで約2.9km、車約7分
- ※周辺では、国道8号の米原バイパス、(県都市計画道路)原松原線の2路線の整備計画のほか、彦根市において計画地の北側、西側で2路線の道路整備が検討されている。

◆周辺の土地利用

- 計画地周辺は干拓による埋立地。
- 計画地の東側・西側・南側は道路河川に隣接し、住宅地や彦根城・金亀公園が立地。北側は幼稚園、小学校、高校、市体育館が立地のほか、農地が広がり、一部宅地が点在。



- 敷地面積：14ヘクタール
- 第2種陸上競技場：400m×8コース、6,000人収容
- 野球場：10,000人収容
- 庭球場：競技用砂入り人工芝12面、500人収容
- スイミングセンター：屋外50mプール、25mプール、飛込みプール
- 多目的広場：陸上競技場のサブグラウンド、各種スポーツ大会に使用
- スポーツ会館（宿泊可能）：洋室8室（8人部屋）、和室1室（13人部屋）
- 駐車場：680台駐車可能
- その他：休憩広場、芝生広場、園路、エントランスなど



- 敷地面積：22ヘクタール
- 第1種陸上競技場：400m×9レーン、フィールド内はサッカーなど多目的利用可能、収容人数：15,000～20,000人、(風向、日照、眺望などの観点から南側道路に対し垂直に配置)
- 第3種陸上競技場：400m×8レーン、フィールド内はサッカーなど多目的利用可能
- 野球場：現有施設を存置（10,000人収容）
- 駐車場：公園内に分散配置
- その他施設：例えば、庭球場、多目的広場、休憩所、芝生スペース、緑地（周辺住宅や学校施設との間に緑地緩衝帯を配置、公園内に植樹し景観保全に配慮）、ジョギングコース（健康づくり）、エントランス広場（彦根城への眺望を確保）など

公園整備スケジュール

懇話会での検討、地元自治会への説明、県民のみなさんからの意見募集などを経て公園整備基本構想を策定、その後、各施設の内容などをまとめ、公園整備基本計画を策定する予定。その上で、次のスケジュールをもとに公園整備を着実に進めていきます。

作業項目	H26年 (10年前)	H27年 (9年前)	H28年 (8年前)	H29年 (7年前)	H30年 (6年前)	H31年 (5年前)	H32年 (4年前)	H33年 (3年前)	H34年 (2年前)	H35年 (1年前)	H36年 (開園年)
都市公園 計画・設計	基本構想・基本計画 基本設計・実施設計										
基盤整備 ほか				既存施設解体・整備工事 その他公園施設工事、地盤対策工事							
施設整備			施設設計		建築工事						

今後の主な課題

- 関係法規制などへの対応：地盤の高さや建物の構造、デザインなどの工夫により周囲の景観の負担にならないよう第1種陸上競技場の高さを検討。公園整備に適した用途地域の変更など、彦根市と協議。軟弱地盤への対策の検討。
- 景観への配慮：施設の配置計画や施設の規模、デザイン、色彩などの検討過程で景観や眺望に配慮。陸上競技場などの建物の圧迫感の軽減のため、公園一帯を樹木で覆うなど工夫を検討。彦根城の世界遺産登録への取り組みに配慮し、建物の形状や意匠、色彩などを検討。
- 適正規模の検討：適正規模による施設整備の検討
- 交通計画の検討：彦根市が検討している計画地周辺の道路改修などの計画との整合。国体開会式時、交通渋滞の回避のための道路管理者・警察などと協議。
- 地域住民の理解：公園整備や敷地拡張に関して、地域住民の皆さんや地権者の皆さんに説明し理解を得るよう努める。
- 企業との連携の取り組み：ネーミングライツの導入をはじめ、施設整備や管理運営の面で民間のノウハウや創意工夫の活用を検討。
- 住民参画と地域づくり：国体終了後のまちづくりにもつながるよう、地域に親しまれる公園づくりに向けた住民参画のあり方について検討。記念植栽、手形陶板など住民の皆さんが気軽に参加でき、愛着を持って施設を利用できる取り組みを検討。美化活動に対するサポーターを募るなど公園運営への住民の皆さんの参画を進める取り組みを検討。

(仮称) 彦根総合運動公園整備

基 本 構 想 (案)

【修正版】

平成 27 年 3 月

滋 賀 県

＜目 次＞

第1章. 基本構想の背景	P1-1
1-1 基本構想策定の趣旨	P1-1
1-2 計画地の概要	P1-1
第2章. 公園整備の基本的な考え方	P2-1
2-1 公園のイメージ	P2-1
2-2 公園整備の基本的な考え方	P2-1
第3章. 計画条件の整理	P3-1
3-1 公園整備の前提条件	P3-1
(1) 現状把握	P3-1
(2) 上位関連計画の整理	P3-5
(3) 既往資料の整理	P3-7
3-2 公園整備のポイント	P3-14
第4章. 基本方針の検討	P4-1
4-1 基本方針の検討	P4-1
第5章. 施設計画等の検討	P5-1
5-1 敷地拡張の検討	P5-1
5-2 導入施設の検討	P5-1
(1) 国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化	P5-1
(2) 国体開催後も世代をこえて人々に愛着を持って利用される 多様な機能を備えた公園整備	P5-3
(3) 彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備	P5-5
(4) 公園内に導入を検討している施設 【再掲、まとめ】	P5-6
第6章. 事業化の検討	P6-1
6-1 公園整備スケジュールの検討	P6-1
6-2 今後の主な課題	P6-1
資料	
1 (仮称)彦根総合運動公園整備計画検討懇話会の開催概要	資料 P1
2 国体検討懇話会 検討結果報告書(平成25年1月7日 国体検討懇話会)	資料 P2
3 第79回国民体育大会開催基本方針 (平成25年10月31日開催・第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会の第1回総会決定)	資料 P4
4 第79回国民体育大会主会場(開・閉会式場および陸上競技会場)選定評価報告書 VIII 評価の総括 ～主会場選定(案)～ (平成26年5月 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会)	資料 P5
5 上位関連計画の概要	資料 P6

第1章 基本構想の背景

1-1 基本構想策定の趣旨

昭和56年（1981年）に開催された『びわこ国体』以来43年ぶりとなる第79回国民体育大会が平成36年（2024年）に滋賀県で開催されるにあたり、県内には「国民体育大会施設基準（（公財）日本体育協会）」に適合した開・閉会式を開催できる施設がなく、開・閉会式場を兼ねる陸上競技場（以下「主会場」という。）の確保が喫緊の課題となっています。

平成26年5月、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会常任委員会において、「日常性」「将来性」「地域への貢献」「スポーツの推進」の視点から総合的に評価され、主会場が滋賀県立彦根総合運動場（滋賀県彦根市松原町地先）に決定されました。

この主会場の決定に先立って、平成24年度に開催された国体検討懇話会での検討や、平成25年10月に滋賀県開催準備委員会で決定された「大会開催基本方針」では、施設整備にあたっては『国体後も多くの人が利用できる多様な機能を持つ施設』であることと整理されています。主会場の決定においても、こうした趣旨に沿うとともに、現有施設の規模や周辺地域の特性への対応として、現有施設の敷地拡張や軟弱地盤に対応し、周辺地域が有する歴史性・文化性との調和を図りながら、また、地元彦根市との連携、協力のもと、施設を整備することが重要との意見が付けられました。

現在の彦根総合運動場には第2種陸上競技場しかなく、主会場の施設基準を満たす第1種陸上競技場を備えた都市公園として再整備が必要があることから、公園の理念、公園としての機能や整備のイメージなどの公園整備の基本的な方向について、外部有識者による公園整備計画検討懇話会で各専門的見地からご意見をお聞きしながら、本県の考え方を（仮称）彦根総合運動公園整備基本構想（案）として整理しました。

1-2 計画地の概要

（仮称）彦根総合運動公園の計画地の概要は次のとおりです。

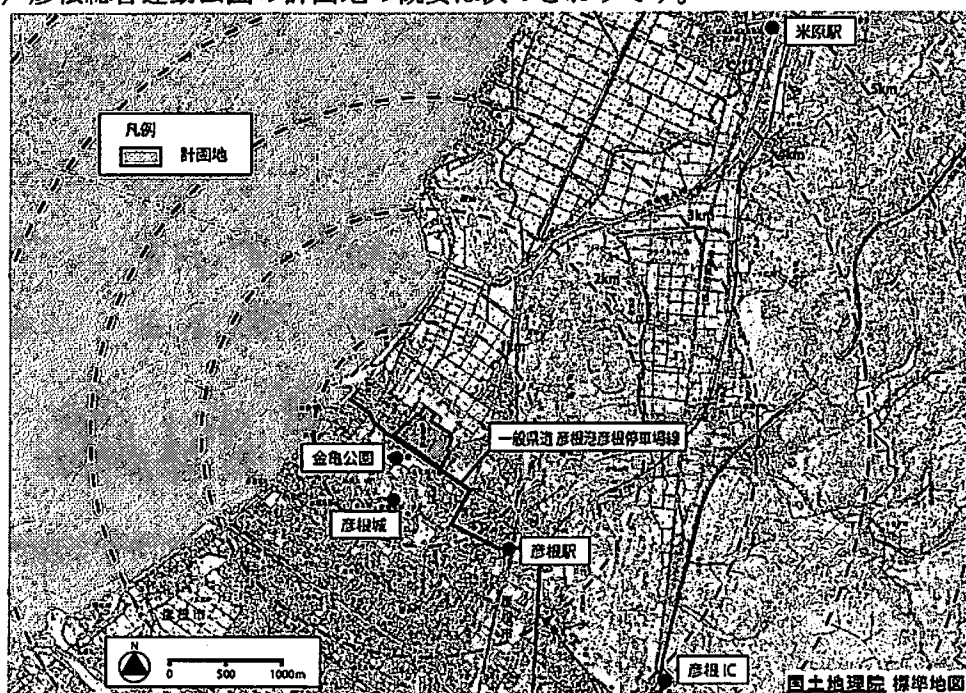


図 1.1 計画地位置図

表 1.1 (仮称)彦根総合運動公園計画地の概要

所在地	滋賀県彦根市松原町 3028 (滋賀県立彦根総合運動場)
敷地面積	約 14ha
都市計画法	用途地域：第1種中高層住居専用地域(建ぺい率：60%/容積率：200%) 彦根城風致地区
交通機関	鉄道：彦根駅から約 1.6km 徒歩約 20 分 車：彦根 IC から約 2.9km 車で約 7 分

第2章 公園整備の基本的な考え方

2-1 公園のイメージ

現在の彦根総合運動場を、第1種陸上競技場等を備えたスポーツの拠点とするとともに、緑やオープンスペースを活用したレクリエーションなど多様な機能を持ち、すべての人々が気軽に利用できる場とするため、都市公園として再整備します。

整備後の（仮称）彦根総合運動公園のイメージは次のとおりです。

◆体力・健康づくり、夢育ての場

広く県民が日常的に気軽にさまざまなスポーツを楽しめ、生涯にわたって体力・健康づくりの場として持続的に活用できるとともに、滋賀の次世代を担う子どもたちや若者たちが、スポーツを「する」「みる」「支える」ことにより、夢を育てる場としても活用できるような公園

◆多様な主体の交流の場

世代や性別、障害の有無などを問わず、一人ひとりが思いやりや信頼の心をもって、スポーツを「する」「みる」「支える」といった機会を通じて人と交流することにより、多様な価値観を認め合い、コミュニティの形成や活動の輪が広がり、豊かな生活を営むことができる共生社会の実現へとつなげていけるような公園

◆歴史・文化などとの触れ合いの場

彦根城や琵琶湖に近接している場で、歴史、文化、地形の変遷などの地域特性や自然に触れることにより、一人ひとりが感動や喜びを感じ元気になり、そして、地域のにぎわいへとつなげていけるような公園

2-2 公園整備の基本的な考え方

上記の公園のイメージを踏まえ、（仮称）彦根総合運動公園の再整備における公園整備の基本的な考え方は次のとおりとします。

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能を備えた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観などと調和を図りながら再整備します。

第3章 計画条件の整理

3-1 公園整備の前提条件

(1) 現状把握

1) 施設の概要

彦根総合運動場は、県民の心身の健全な発達とスポーツの普及振興を図る目的で設置され、県内唯一の県立の総合運動施設として、県民のスポーツの拠点となっています。

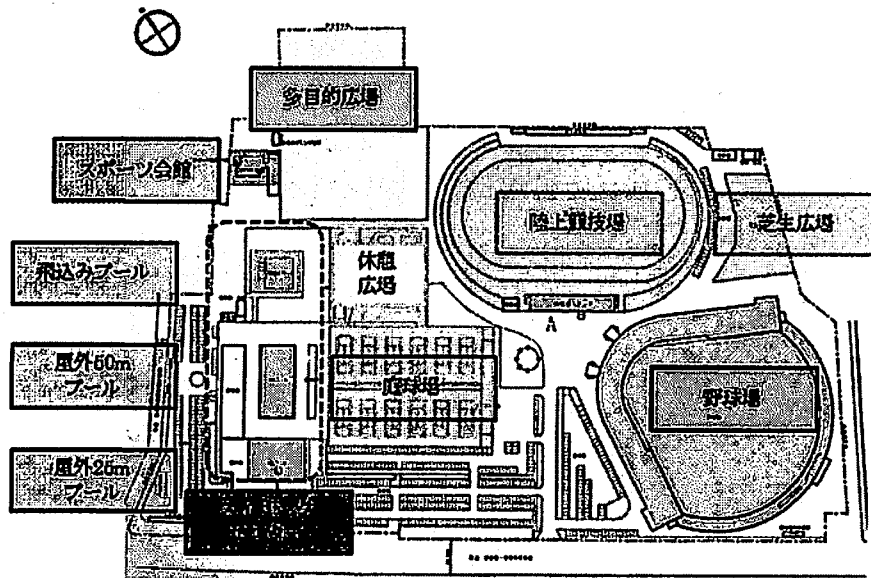


図 3.1 県立彦根総合運動場・施設配置図

各施設の概要は次表のとおりです。

表 3.1 彦根総合運動場・施設概要

施設	概要
陸上競技場	- 施設規模：25,405 m² - 第2種公認 400m×8 コース、全天候型舗装 6,000 人収容 (メインスタンド：約1,100 人、サブスタンド（芝生）：約4,900 人)
野球場	- 施設規模：24,688.15 m² - グラウンド中堅 122m、両翼 99m 10,000 人収容 (内野スタンド：約6,000 人、外野芝生スタンド：約4,000 人)
庭球場	- 施設規模：9,733 m² - 競技用砂入り人工芝コート 12 面 500 人収容
スイミングセンター	- 施設規模：12,195 m² - 屋外公認 50m プール 9 コース 410 人収容 - 屋外公認 25m プール 7 コース - 公認飛び込みプール 飛び板 高飛び 5m、7.5m、10m
多目的広場	- 施設規模：14,000 m² - 陸上競技場のサブグラウンドおよび各種スポーツ大会、運動会に使用
スポーツ会館	- 施設規模：492.26 m² - 宿泊室：洋室 8 室（8 人部屋）、和室 1 室（13 人部屋） - 食堂（自炊）
駐車場	駐車台数：680 台
その他	休憩広場、芝生広場、園路、エントランスなど
敷地面積	約 14ha

■現地写真



野球場（内観）



野球場（外観）



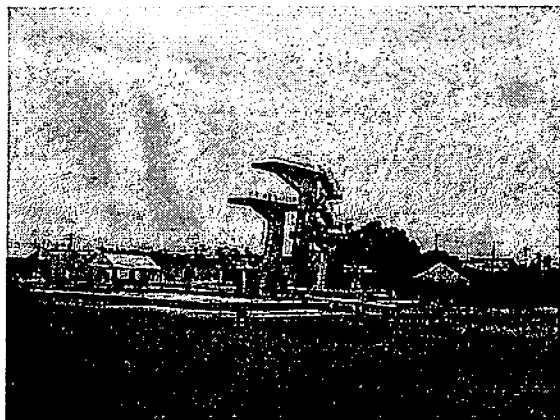
庭球場



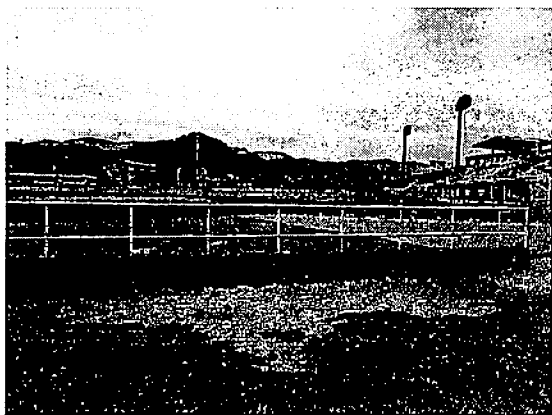
多目的広場



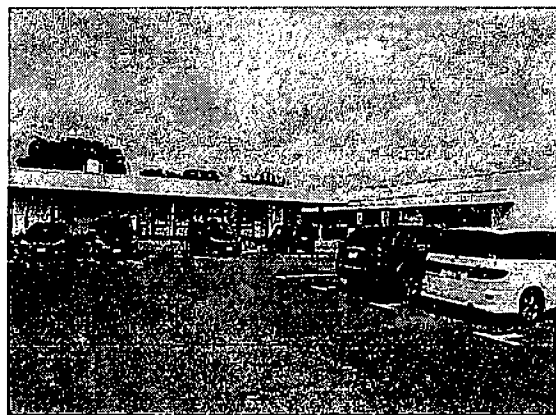
スイミングセンター（外観）



スイミングセンター（飛込）



陸上競技場



スポーツ会館

2) 利用状況などの整理

彦根総合運動場の利用状況および施設整備などを次表のとおり整理しました。

表 3.2 施設利用状況など

		年間利用人数	施設整備年度・改修履歴など
彦根総合運動場 全体		- 平成 25 年度：245,065 人 - 過去 5 年間平均：228,257 人	昭和 14 年「県営彦根運動場」として竣工
	陸上競技場	- 平成 25 年度：76,376 人 - 過去 5 年間平均：63,643 人	- 昭和 14 年 開設 - 昭和 44 年 第 2 種陸上競技場公認 - 昭和 52 年 全天候型舗装完成
	野球場	- 平成 25 年度：23,898 人 - 過去 5 年間平均：26,267 人	- 昭和 34 年～37 年 改修 - 平成 5 年 改修
	庭球場	- 平成 25 年度：36,587 人 - 過去 5 年間平均：38,503 人	- 昭和 53 年 竣工 (10 面) - 平成 8 年改修 (12 面)、管理棟新築
	スイミング センター	- 平成 25 年度：28,184 人 - 過去 5 年間平均：27,201 人	- 昭和 49 年 竣工 - 昭和 52 年 飛込プール竣工 - 平成 20 年 スイミングセンター 上屋解体
	多目的広場	- 平成 25 年度：57,292 人 - 過去 5 年間平均：48,752 人	
	スポーツ会館	- 平成 25 年度：(宿泊) 1,850 人 - 過去 5 年間平均：(宿泊) 2,215 人	昭和 52 年 竣工
施設運営体制		- 平成 18 年 4 月より、指定管理者として、財団法人滋賀県体育協会が施設運営 (3 年間) - 平成 21 年 4 月より、再度指定管理者として、財団法人滋賀県体育協会が施設運営 (5 年間)	

3) 立地条件などの整理

彦根総合運動場の交通アクセスや周辺土地利用状況は下図のとおりです。

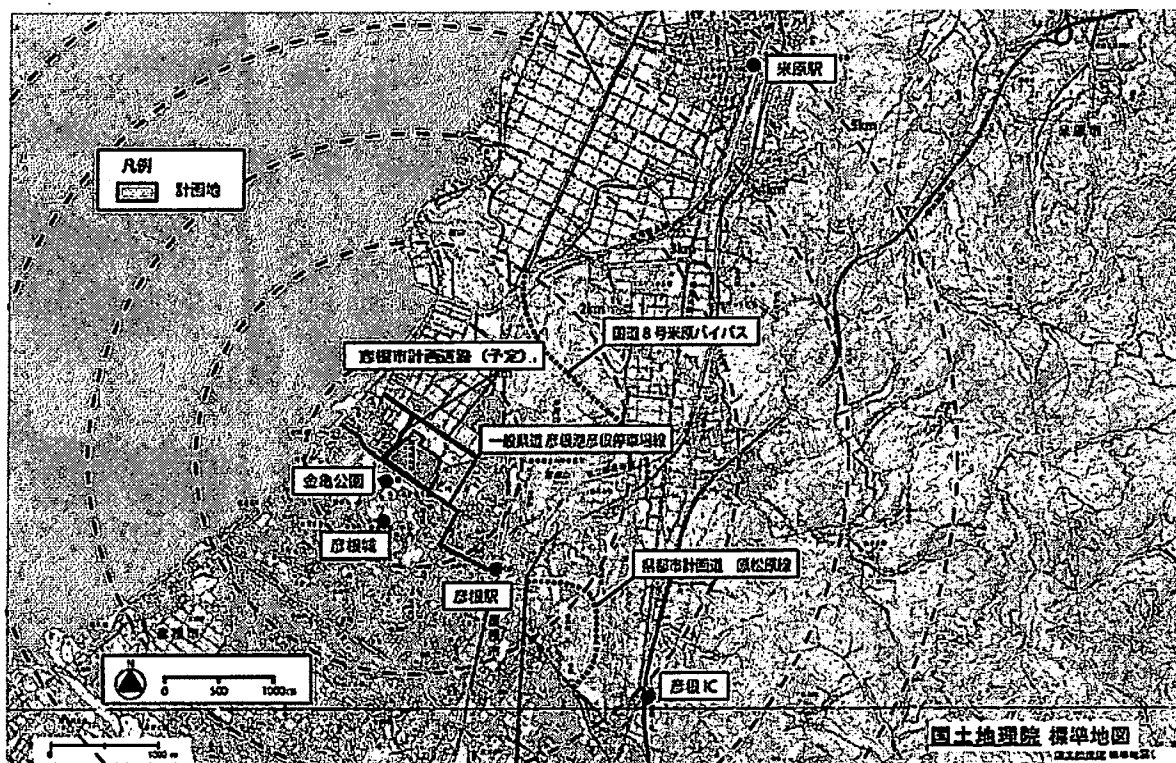


図 3.2 計画地位置図

①交通アクセス

- ・米原駅から計画地まで約 7.3km、車で約 11 分
- ・彦根駅から計画地まで約 1.6km、車で 4 分、徒歩約 20 分、バス運行本数（平日：6 本/日、土日祝日：4 本/日）
- ・彦根 IC から計画地まで約 2.9km、車で約 7 分

※周辺では、国土交通省事業として国道 8 号の米原バイパス(供用時期未定)、県都市計画道路事業で原松原線(H31 年供用予定)の 2 路線の整備計画があるほか、彦根市において計画地の北側、西側で 2 路線の道路整備が検討されています。

②周辺の土地利用

- ・計画地周辺は、干拓による埋立地に位置しています。
- ・計画地東側・西側はともに市道と河川に隣接し、さらに住宅地域が広がっています。
- ・計画地南側は彦根港彦根停車場線と旧彦根港湾を挟んで彦根城・金亀公園が立地しています。
- ・計画地北側に幼稚園・小学校・高校・市体育館が立地しているほか、農地が広がり、一部宅地が点在しています。

(2) 上位関連計画の整理

公園整備にあたり、計画地およびその周辺地域に関連している滋賀県・彦根市などにおけるまちづくりや防災などに係る諸計画について整理しました。

表 3.3 関連計画の整理

種 別	関連計画など	関連計画の概要
都市計画法	①彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成 24 年 3 月滋賀県)	■都市景観形成と保全に関する方針 商業地・工業地・住宅地などの適正な用途確保と配置・誘導を図る目的で、彦根市は、中心商業地に位置づけられている。本都市計画区域は伝統的なまちなみ景観や、豊かな自然・歴史・文化資源を有しており、これらの保全と調和するまちづくりを推進する。 (詳細は、参考資料 P6 参照)
	②彦根市都市計画マスタープラン (平成 19 年 3 月彦根市)	■土地利用の方針 彦根港、金亀公園および総合運動場周辺地域一体を彦根市の観光・レクリエーション系(ゾーン)の拠点として位置づけ、その利活用を図る。 (詳細は、参考資料 P7 参照)
景観法	③彦根市景観計画 (平成 19 年 6 月彦根市)	計画地は市街地景観形成ゾーンに属し、一部城下町景観形成地域に入っている。 (詳細は、参考資料 P8 参照、規制に関しては P3-11 参照)
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	④彦根市歴史的風致維持向上計画 (平成 23 年 3 月彦根市)	歴史的風致の維持・向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である区域を重点区域として指定する。 計画地の一部が重点区域に含まれている。 (詳細は、参考資料 P10 参照)
その他	⑤彦根市緑の基本計画 (平成 18 年 3 月彦根市)	計画地の周辺では、緑の将来像の設定が行われている。 (詳細は、参考資料 P11 参照)
	⑥彦根城世界遺産暫定一覧表記載資産準備状況における計画地の位置づけ (彦根市)	平成 4 年より世界遺産暫定一覧表記載資産となっており、現在も世界遺産登録を目指している構成資産「彦根城」の北側に隣接するかたちで位置している。 世界遺産は、構成資産と緩衝地帯(構成資産の資産価値を保全するために開発を規制する地域)で構成されている。 (詳細は、参考資料 P12 参照)

	⑦滋賀県スポーツ推進計画 (平成 25 年 3 月滋賀県)	すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現を目指す。 (詳細は、参考資料 P13 参照)
	⑧滋賀県地域防災計画 (平成 25 年度滋賀県)	彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況 ○滋賀県緊急輸送ネットワーク 計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。 ○滋賀県緊急消防援助隊受援計画 ・陸上競技場：飛行場外離着陸場 ・彦根総合運動場：宿営可能場所（屋外） ・スポーツ会館：宿営可能場所（屋内） に指定されている。 (詳細は、参考資料 P14 参照)
	⑨彦根市地域防災計画 (平成 25 年度彦根市)	彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況 ○緊急輸送ネットワーク 計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。 ○災害用ヘリポート 計画地内多目的広場・陸上競技場が指定されている。
		○一時避難場所 計画地内スイミングセンターが指定されている。 (詳細は、参考資料 P14 参照)
	⑩東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画 (中央防災会議・平成 19 年 3 月 20 日)	非被災地域から被災地域へ物資を輸送する広域物資拠点に本運動場が指定されており、食料・約 21 万食などが輸送される計画となっている。 (詳細は、参考資料 P14 参照)

なお、彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は平成 28 年度に見直し予定、彦根市都市計画マスタープランは、平成 26 年度・27 年度に見直しが行われ、彦根市緑の基本計画も平成 28 年度、東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画については平成 26 年度に見直し予定となっています。

また、新たに彦根市都市交通マスタープランが平成 28 年度に策定される予定です。

(3) 既往資料の整理

1) 国体開催までの背景

国体開催に向けてこれまで検討を進めてきた事項などを次のとおり整理しました。

- ① 国体検討懇話会 検討結果
- ② 第79回国民体育大会開催基本方針
- ③ 第79回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書
（平成26年5月 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会）

①国体検討懇話会 検討結果

平成24年度に開催された国体検討懇話会では、滋賀で国体を開催する「意義」を、5つの育て（「夢育て」、「スポーツの推進・健康育て」、「人育て」、「地域育て」、「滋賀のファン育て」）にあることに加え、目標の一つとして、「滋賀の未来に負担を残さない国体」を挙げ、施設の整備には、“民間活力の導入も視野に入れ、必要性や規模を十分検討し、国体後も持続可能な施設”とすること、また、“環境にも配慮した防災など多目的に使用できる施設”とするよう提言がなされました。

さらに、国体開催にあたっての課題として、“国体後も多くの人が利用できる多機能性を持つ施設を検討”することや、“全国障害者スポーツ大会も視野に入れた整備を行う必要がある”ことなどが指摘されました。

②第79回国民体育大会開催基本方針

平成25年10月31日に開催された第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会の第1回総会で決定された「大会開催基本方針」では、次代を担う人材育成や真心が通い合う郷土づくり、スポーツを楽しむ環境づくりや健康・体力の保持増進、競技力の向上といった国体を契機としたスポーツの推進のほか、実施目標においては、地域の活性化や、若者や女性の参画、大会運営の簡素化・効率化の徹底、施設整備の面では大会終了後の持続的な活用かつ防災など多目的に使用できる施設の整備などが掲げられています。

③第 79 回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書
（平成 26 年 5 月 第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会）

彦根総合運動場が主会場として選定されました。

表 3.4 主会場選定の評価結果

項目	評価
交通アクセス	・新幹線を含む交通アクセスが有利で、彦根駅から徒歩圏内である。 ・Ｊリーグを念頭に置くと公共交通機関（電車）のアクセスは重要。
多様な主体による多目的利用	・利便性がよく、多様な人々が日常的に利用可能な施設。 ・将来にわたって継続的に多くの方のスポーツの利用のほか、多目的な活用も見込める。 ・近くに琵琶湖、国宝彦根城を望む位置での主会場は、滋賀の認知度を上げる施設となる。 ・滋賀県のスポーツ推進の中核施設として機能強化。 ・存置要望の高い野球場は存置する。
周辺の集客施設との相乗効果が見込める	・駅から徒歩圏内であること、彦根城を中心として観光名所や地場産業が定着しており、それらと連動させることで、人の流動化や、地元への経済的、社会的効果が期待できる。 ・市街地や文化資源に隣接し、市街地への直接的な整備効果が期待できる。地域経済活性化の効果が高い。
現在の防災機能と整備に伴う影響	・国体主会場として、交通（道路）アクセスや通信を含むライフラインなどが整備されることにより、防災拠点としての機能増強が期待できる。
宿泊施設や輸送・交通手段	・陸上競技会の開催での宿泊者数（2,700 人）を超える宿泊定員。 ・公共交通機関や臨時駐車場、宿泊施設などからのシャトルバスなどによる運行計画の立案が可能である。
事業化に向けて	・民有地買収による敷地拡張が必須となる。 ・周辺家屋への配慮や地盤改良など、必要に応じた対策が必要である。 ・用途地域の変更、高さ規制の特例を認めることによる、計画地周辺の景観や環境に及ぼす影響や世界遺産登録への影響を慎重に検討を行う。 ・将来のＪリーグ規格対応の可能性に配慮しつつ、国体に向けて最低限の施設整備に留め、仮設などによる対応も検討を行う。

出典：「第 79 回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書」

2) 導入機能の整理

①国体時における導入機能などの整理

国体では、開会式開催時に、選手団をはじめ、大会役員、招待者など多数の参加者の見込みを踏まえ、開催会場として必要な機能を次の表のとおり整理しました。

表 3.5 導入機能（国体時）

必要となる空間	利用者 (人数)	想定面積	空間イメージなど	必要性
式典会場・第1種陸上競技場 (メインスタジアム)	選手・監督 観覧者、大会 関係者	最大で 40,000 m ²	・開会式時には仮設席を含み固定席で最大15,000席を確保 (式典音楽、合唱者席、視界不良席などを除く) ・想定される客席数や、防災備蓄倉庫の機能を持つ以下の施設の規模を参考とする。 三木総合防災公園（兵庫県） 固定席＋芝生席合計20,000人 39,424 m² 熊谷スポーツ文化公園（埼玉県） 固定席15,400人 39,787 m²	◎
第3種陸上競技場 (サブトラック)		17,000 m ² ～	・入場行進前の選手団が整列する待機所として利用 ・陸上競技時には練習会場として利用	◎
選手団待機所	選手・監督 (最大 5,000人)	10,000 m ² ～	・入場行進に備え、選手団が整列し待機するスペース ※先催県の多くは補助競技場を活用	◎
選手団控所		5,000 m ² ～	・各県選手団の拠点スペース（荷物置き場、着替場所など）	◎
式典前演技者・ オープニング 出演者待機所	式典前演技者・ オープニング 出演者 (最大 5,000人)	10,000 m ² ～	・式典前演技者、オープニング出演者が出番直前に待機する場所 ・式典会場（開・閉会式会場）に近接している必要がある。 ・式典会場に近接しており、十分なスペースが確保できるときには、控所と兼ねることを想定する。	◎
式典前演技者・ オープニング 出演者控所		12,000 m ² ～	・式典前演技者、オープニング出演者が待機所移動前に準備などを行う控所 ・幅広い年齢層の出演者が長時間（3～4時間程度）待機する必要があるため、屋根や椅子の確保が必要 ※先催県では、会場内の施設（体育館など）や近隣の学校など公共施設、隣接したホテルの宴会場などにて確保	○
駐車場	大会運営者 (実施本部 員の約半数)	10,000 m ² ～	・実施本部員車両駐車場	◎
	バス乗降・転 回場	10,000 m ² ～	・選手団の移動（特に「全国障害者スポーツ大会」）を考慮すると、会場内に確保することが望ましい。	○

必要となる空間	利用者(人数)	想定面積	空間イメージなど	必要性
駐車場	乗用車(実施本部員、大会役員、特別招待者など) 計画バス(選手団、式典関係者など) シャトルバス利用者の駐車場(一般招待者、観客など)	90,000～ 120,000 m ²	・会場外で確保している例が多い	△
おもてなし空間		10,000 m ² ～	・国体スポンサー関連店のブース(必須) ・開催県のPR・物産販売や飲食ブース	○
保安観察場(セキュリティチェックゲート)	開会式の全来場者	6,000 m ²	・ID管理、手荷物検査所 ・式典会場入場口前アプローチに設置することが望ましい	◎
諸室	大会役員、行幸啓関係者	-	・第1種陸上競技場(スタンド)内に確保可能	◎
大会実施本部ほか	実施本部員(県職員など)、報道関係者	1,000 m ²	・実施本部員や報道関係者の詰所、実施本部倉庫など ・会場内にプレハブなどで設置している例が多い	◎

体育館(荒天時対応)	最小限の参加で開会式開催が可能なスペース	1,500 m ² ～	・先催県の例から、体育館でなくてもよい ・必ずしも同一敷地内になくてもよい	△
投てき練習場	陸上競技投てき競技者	7,500 m ² ～	・会場内での整備は必須ではない(日本陸連公認第1種陸上競技場の要件ではない) ・ただし、近接した場所に確保することが必要	△

※敷地内確保必要性:「◎」必須>「○」会場内または隣接地必須>「△」会場外でも可

出典:「第79回国民体育大会 主会場(開・閉会式場および陸上競技会場)選定評価報告書」

②国体後の導入機能などの整理

国体終了後は運動公園として日常的に利用される視点から、導入する機能などを次の表のとおり整理しました。

表 3.6 導入機能（国体後）

用途など	利用イメージなど	必要性
第1種陸上競技場 (メインスタジアム)	・球技場（サッカー、ラグビーなど）としても活用 ・第1種陸上競技場 15,000人以上（うちメインスタンドは7,000人程度で屋根付き） ※参考：サッカーJリーグ観客数（固定席）基準 J1 15,000人以上、J2 10,000人以上、J3 5,000人以上 (新設の場合) J1 20,000人～40,000人、J2 15,000人～20,000人、J3 5,000人～15,000人 ・スタンド下を防災備蓄倉庫として活用（例：三木総合防災公園、熊谷スポーツ文化公園）	◎
第3種陸上競技場 (サブトラック)	・第1種陸上競技場の補助競技場（練習やウォーミングアップに使用）	◎
駐車場	・日常的な運動公園利用者のために必要な台数を想定し確保	◎
その他運動施設	テニスコート	△
	野球場	△
	球技場	△
	プール	△
	体育館	△
	多目的グラウンド	△
	投てき練習場	△
その他施設	進入路や管理用通路など	◎
	オープンスペース (芝生・緑地など)	○
法令などによる制限	建築面積率（建ぺい率） (都市公園)	◎
	運動施設面積率 (都市公園)	◎

※敷地内確保必要性：「◎」必須＞「○」あることが望ましい＞「△」条件が許せば導入

出典：「第79回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書」

3) 関連法規制の整理

(仮称)彦根総合運動公園整備に向けて、関連法規制と不適合などへの対応を次表のとおり整理しました。

表 3.7 関連法規制の整理

種 別		法規制など	法規制などへの対応
都市計画法	用途地域	第 1 種中高層住居専用地域 (容積/建ぺい: 200/60)	用途地域の変更について彦根市と協議します。
	風致地区	彦根城風致地区 (高さ 15m、建ぺい 40、壁面後退)	高さ規制などについては、建築物の高さを抑える工夫の検討を行い、必要に応じて彦根市と協議します。
	都市公園	都市公園として整備	都市計画決定の手続きを実施します。
景観法	景観計画	●城下町景観形成地域 【外町地区】住居系高さ 12m、商業・工業系高さ 15m 眺望、位置、形態・意匠、色彩、素材などに行為の制限事項あり ●市街地景観ゾーン 眺望、位置、形態・意匠、色彩、素材などに行為の制限事項あり ※規制は彦根市景観条例で実施	高さ規制については、建築物の高さを抑える工夫の検討を、その他の規制については景観への影響を緩和する眺望・形態・意匠・色彩・素材などの検討を彦根市と協議します。
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	歴史的風致維持向上計画	重点区域 (計画地内において、歴史的風致形成建造物の指定や行為の規制などなし)	
県条例	環境影響評価	・都市公園として整備する場合、土地の形状を変更する面積が 20ha 以上の場合に該当 ・都市計画法に規定する第 2 種特定工作物などの増設に係る敷地面積が 20ha 以上の場合に該当	(環境影響評価条例に該当しませんが、生活環境調査を実施します。)
都市公園法	建築面積率 (建ぺい率)	12%以下	敷地拡張で対応します。
	運動施設面積率	50%以下	敷地拡張で対応します。
	緑化面積率	目標 30%以上	

出典:「第 79 回国民体育大会 主会場 (開・閉会式場および陸上競技会場) 選定評価報告書」

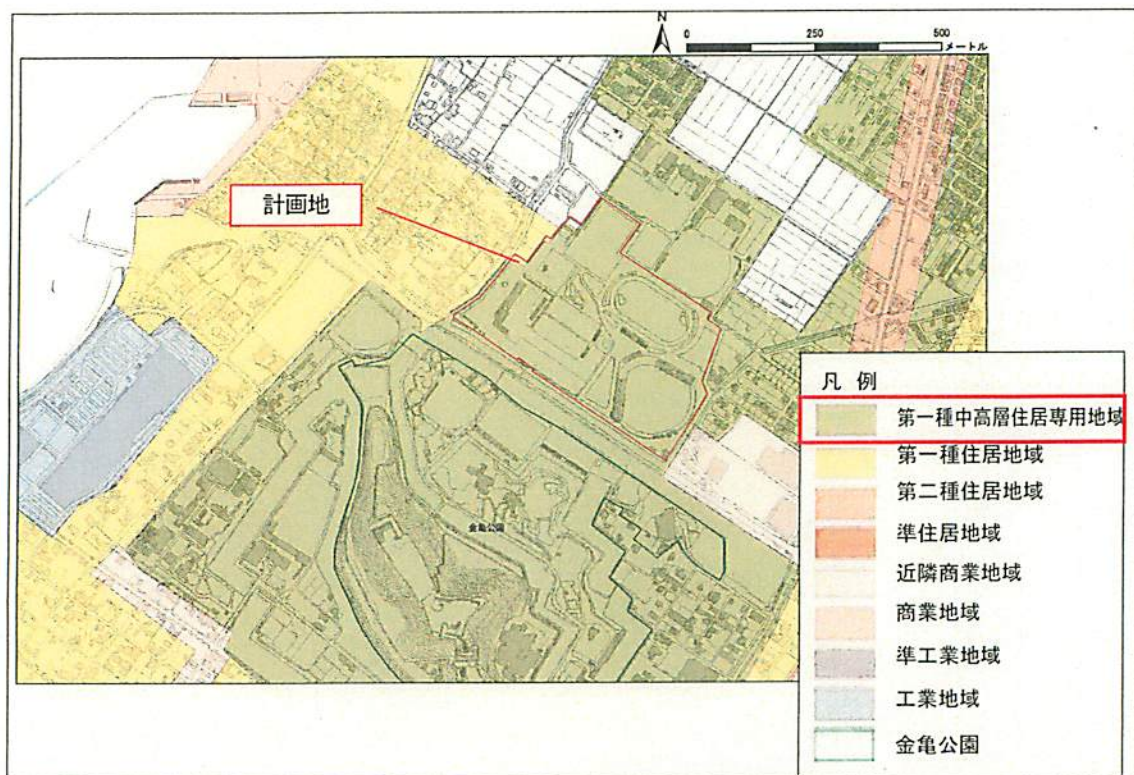


図 3.3 都市計画法・用途地域の状況

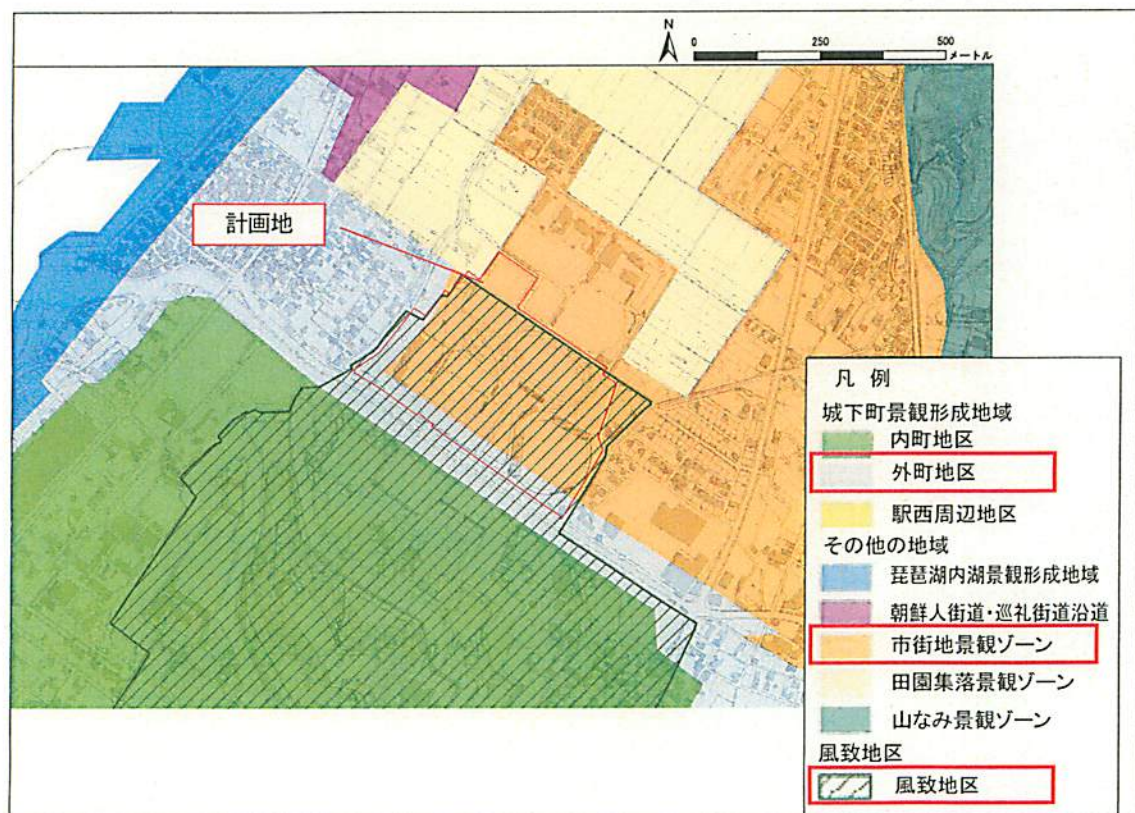


図 3.4 都市計画法・風致地区および景観法・景観計画の状況

3-2 公園整備のポイント

公園整備の前提条件を踏まえて、公園整備のポイントを次の表のとおり整理しました。

表 3.8 公園整備のポイント

		公園整備のポイント
(1) 現状把握		・ 県民のスポーツ拠点としての魅力向上
		・ 交通アクセスの良さを活かした施設整備
		・ 周辺住環境への配慮
		・ 軟弱地盤の対策
(2) 上位関連計画		・ 伝統的なまちなみ景観や豊かな自然・歴史・文化資源への配慮
		・ 観光・レクリエーション系の拠点
		・ すべての県民が身近にスポーツを楽しむ
(3) 既往資料の整理 〔国体検討懇話会・主会場選定専門委員会〕	1) 国体開催までの背景	・ 多様な人々が日常的に利用可能な施設
		・ 将来にわたって継続的に多くの方が多目的に利用
		・ 防災機能を含めた多機能性を有した施設整備
		・ 環境への配慮（自然再生可能エネルギーの活用）
		・ ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備
		・ 国体後を見据えた適正な規模での施設整備
		・ 民間活力の導入
		・ 敷地拡張
		・ 観光名所や地場産業との連動による地域経済の活性化
		・ 将来のＪリーグ対応に向け拡張の可能性に配慮
	2) 導入機能などの整理	・ 補助陸上競技場や周辺の駐車場および公共空間などを活用した国体主会場の施設計画
	3) 関連法規制の整理	・ 関連法規制への対応

第4章 基本方針の検討

4-1 基本方針の検討

公園のイメージおよび公園整備のポイントから公園整備の基本的な考え方を整理しました。

■公園のイメージ (P2-1 再掲)

- 体力・健康づくり、夢育ての場
- 多様な主体の交流の場
- 歴史・文化などとの触れ合いの場

■公園整備の基本的な考え方 (P2-1 再掲)

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能を備えた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観などと調和を図りながら再整備します。

公園整備のポイント (P3-1 4再掲)	
(1) 現状把握	・県民のスポーツ拠点としての魅力向上
	・交通アクセスの良さを活かした施設整備
	・周辺住環境への配慮
	・軟弱地盤の対策
(2) 上位関連計画	・伝統的なまちなみ景観や豊かな自然・歴史・文化資源への配慮
	・観光・レクリエーション系の拠点
	・すべての県民が身近にスポーツを楽しむ
(3) 既往資料の整理 (国体検討懇話会・主会場選定専門委員会)	・多様な人々が日常的に利用可能な施設
	・将来にわたって継続的に多くの方が多目的に利用
	・防災機能を含めた多機能性を有した施設整備
	・環境への配慮(自然再生可能エネルギーの活用)
	・ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備
	・国体後を見据えた適正な規模での施設整備
	・民間活力の導入
	・敷地拡張
	・観光名所や地場産業との連動による地域経済の活性化
	・将来のJリーグ対応に向け拡張の可能性に配慮
	2) 導入機能などの整理
	・補助陸上競技場や周辺の駐車場および公共空間などを活用した国体主会場の施設計画
	3) 関連法規制の整理
	・関連法規制への対応

【公園整備のポイントを踏まえた公園整備の基本方針】

A. 国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化
交通アクセスの良さを活かして、県民のスポーツ拠点として整備を行い、日常的にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組む。また、周辺敷地を確保し施設を再整備する。

B. 国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備
だれもが気軽に、そして安全に安心して利用でき、健康づくりに寄与する公園を整備する。また、環境に配慮し、防災機能の強化を図るとともに、観光資源や地場産業との連携による地域活性化に寄与する公園整備に向けて住民参画のもと取り組む。

C. 彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備
世界遺産登録を目指す彦根城など歴史的・文化的な景観に調和した公園を整備する。また、公園整備にあたり、周辺の住環境に配慮した施設計画に取り組む。

第5章 施設計画などの検討

5-1 敷地拡張の検討

道路や河川などの公共物で分断されることなく、現有施設敷地（約14ヘクタール）と一体的に土地利用が可能な隣接地の約8ヘクタールを加え、全体として約22ヘクタールまで敷地を拡張する計画です。

5-2 導入施設の検討

(1) 【基本方針A】

国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化

国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化に向けて必要な運動施設などを整備します。

1) 第1種陸上競技場

①施設概要（案）

- ・400m×9 レーン
- ・サッカー、ラグビーなどとして活用できる多目的利用が可能な第1種公認陸上競技場
- ・収容人数は、15,000人～20,000人収容（想定）
- ・施設規模は、先催県の2万人程度収容の第1種陸上競技場の規模を参考にします。
- ・風向を考慮して施設の長軸を南北方向（敷地南側の県道に対して垂直に配置）とし、西日を考慮してメインスタンドは西側に配置します。

表 5.1 参考事例（第1種陸上競技場）

	事例1	事例2	事例3
整備時期	2003年整備 (グランド 1957年開場)	2011年整備 (公園 1973年開園)	2013年整備 (公園 1964年整備)
収容人員	約20,000人 (固定席: 15,600人)	約20,000人 (固定席: 15,050人)	20,246人 (固定席: 20,246人)
施設規模	約3.5ha	約3.8ha	約3.6ha
最高の高さ※	30.7m	31.5m	23.197m
Jリーグ対応	Jリーグ(J2)のホームスタジアム	JFLのホームスタジアムの1つ	Jリーグ(J2)のホームスタジアム

※最高の高さは、メインスタンドの屋根の高さを示す。

2) 第3種陸上競技場

①施設概要（案）

- ・400m×8 レーン
- ・第1種陸上競技場の補助競技場（練習やウォーミングアップ）として利用
- ・トラック内のフィールドは、サッカーなどに利用できる仕様
- ・施設規模は、先催県の第3種陸上競技場の規模を参考にします。

表 5.2 参考事例（第3種陸上競技場）

	事例1	事例2	事例3
収容人員	約 1,200 人 (固定席 1,200 人)	840 人 (固定席 840 人)	約 300 人 (固定席 : 300 人)
施設規模	約 2.8ha	約 2.1ha	約 2.2ha
使用可能競技	陸上競技、サッカー、ラグビー	陸上競技、サッカー	陸上競技、サッカー
その他	管理室、更衣室、トイレ	器具庫	管理室、器具庫、トイレ

3) 野球場

- ①整備時期が比較的新しいことから、現有施設は存置します。

4) 駐車場

①現況の駐車場

- ・常設駐車場：680 台
- ・大会時などは、多目的広場を臨時駐車場として活用（約 400 台）

②施設概要（案）

従前の駐車可能台数を参考にします。

5) その他運動施設（例）

a 庭球場

①現況の庭球場

- ・競技用砂入り人工芝コート：12 面
- ・スタンド収容人数：500 人

②利用状況

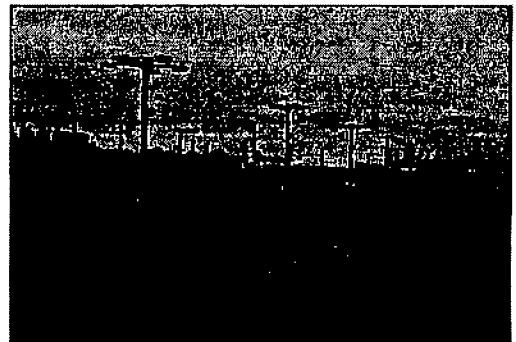
- ・中学、高等学校の各種大会の他、ソフトテニス全国高校女子研修大会（YONEX 杯）などの大会で利用されている。

③指定管理者、団体利用者の意見・要望

- ・公式大会の運営に最低限必要な面数は 12 面。
(金亀公園庭球場との併用利用もある。)
- ・スタンドが片側にしか面しておらず、通路部分に対戦する両チームが混在して応援している状態であり改善してほしい。
- ・屋根がないため、急な降雨に対応できない。

④整備の検討

- ・利用状況や指定管理者、団体利用者の意見・要望などを踏まえ整備について検討します。



現況のテニスコート



現況のテニスコート・スタンド

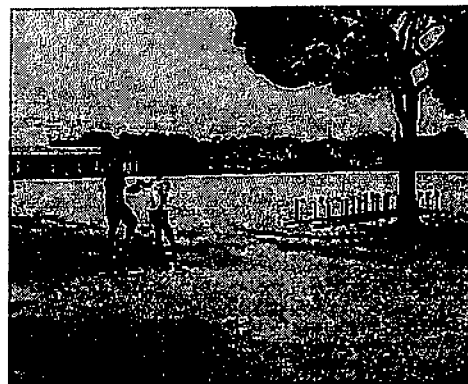
b 多目的広場

①現況の多目的広場

- ・約 100m×約 140m (約 1.4ha)

②利用状況

- ・単独利用：少年軟式野球・ゲートボールの大会に利用されている他、高校・大学がサッカーに利用しています。
- ・併用利用：陸上競技場・野球場のウォーミングアップ用に利用しています。
- ・そのほか、臨時駐車場（約 400 台）として利用しています。



現況の多目的広場

③指定管理者、団体利用者の意見・要望

- ・幅広い年齢層に対応できる運動場として整備してほしい。

④整備の検討

- ・利用状況や指定管理者、団体利用者の意見・要望を踏まえ整備について検討します。

c スポーツ会館

- ①施設利用状況や近隣の宿泊施設や交通アクセスなどの事情のほか、先催県の主会場となった公園などにおける宿泊施設の設置状況を総合的に勘案し整備しないことにしました。

d スイミングセンター

- ①拡張可能な敷地に限りがあること、都市公園法に基づく運動施設面積率、建ぺい率の制約や、施設利用状況などを総合的に勘案し、プールの公園敷地内での設置は困難であるため、他所での再整備を検討します。

(2)【基本方針B】

国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備

国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備に向けて必要な施設などを整理しました。

1) 休憩・交流

- ・人びとが集まって語り合えるコミュニティーの場、自分の住んでいる地域への愛着を育む場として地域の人びとが日常から気軽に利用できる広場をつくります。
- ・エントランス広場には、並木の中にベンチを設置し、緑陰の中の休憩空間をつくります。
- ・第1種陸上競技場のメイン広場前には、集いや待ちあいの広場空間をつくります。



木陰にベンチを設置した事例

2) レクリエーション・健康づくり

- ・子どもからお年寄りまでさまざまな世代の人たちが日常的に安全に利用でき、ふれあえる遊び場やレクリエーションの場をつくり、人々の心身の健康づくりにつなげます。
- ・公園内のオープンスペースに樹木や花木を植え、人々が公園内を周遊することで、自然や季節を体感できる散策路・ジョギングコースなどをつくります。



小さな子どもも楽しめる遊具を配置



植栽による彩りを演出

3) 防災

- ・大型車両などの搬出入スペースの確保など大規模災害時の広域陸上輸送拠点・広域物資拠点などの役割を検討します。
- ・再生可能エネルギーや蓄電池の活用などによる非常時の照明設備やかまどベンチの設置など大規模災害時の緊急的な役割を検討します。

4) 環境

- ・木々による緑化のほか、間伐材等の利用や再生可能エネルギー（例：太陽光、下水熱）の活用など環境に配慮した施設の整備について、関係機関と連携し検討します。
- ・公園内の照明はLED照明器具を導入するなど省エネ対策に取り組みます。
- ・雨水を活用した保水性舗装などによって、路面温度の上昇を抑え、ヒートアイランド現象の緩和に取り組みます。
- ・雨水を貯水しトイレ洗浄や芝への散水などに利用します。また、下水再生水の利用についても関係機関と連携し検討します。
- ・環境に配慮した取組を通して、美しい環境デザインを備えた人々の学びの場となるような施設づくりに努めます。

5) ユニバーサルデザイン

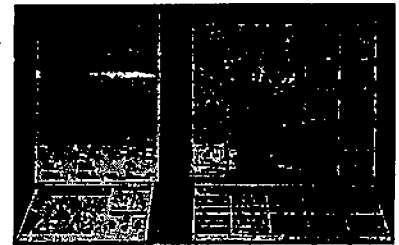
- ・ユニバーサルデザインを取り入れることにより、すべての人が安全に安心して公園を利用できるような施設整備に配慮します。
- ・段差のない園路や緩やかで無理のない勾配の採用、階段には手すりを設置するなど、すべての人が安全に安心して公園を利用できるよう取り組みます。
- ・車いす使用者や乳幼児連れの人などが利用できるトイレの設置、車いす使用者の駐車場区画の設置など、安心して快適に利用できる公園をつくります。
- ・公園内の案内表示は、その内容、表示方法、色彩、絵文字、外国語やふりがな併記など、だれにとってもわかりやすいものにします。



家族連れなど全ての人が
使いやすい公園

6) 地域活性化

- ・地域の産品などの地域資源を利用して地域の活性化を検討します。
- ・公園利用者が施設利用後に彦根城をはじめ、城下町、伝統ある町並みを見学する動機付けとなるように、案内サインの工夫など、周辺の観光地や歴史などの情報の発信について検討します。



歴史および周辺の観光地情報が示された案内サイン

(3) 【基本方針C】

彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備

彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備に向けて必要な施設などを整理しました。

1) 彦根城へのシンボル軸

- ・公園内に、滋賀県を代表する歴史文化資源、観光資源でもある国宝彦根城を正面にし、並木を配置してシンボル軸を形成します。
- ・彦根城をはじめ滋賀の魅力を全国に発信し、魅力あるまちづくりに向けて、賑わいを作り出します。



計画地から彦根城を望む

2) 歴史性を踏まえた施設づくり

- ・城下町や宿場町の町並み、史跡や社寺など歴史と伝統が現代まで継承されてきたことを踏まえ、次世代につながる地域の誇りとなるような施設づくりに配慮します。
- ・公園敷地の周辺一帯は旧松原内湖であり、時代とともに地形や景観が大きく様変わりしてきたことを踏まえ、郷土になじみ深い木々、草木などの植栽や百間橋などをモチーフに取り入れるなどして、この地一帯が内湖であったことがイメージできるよう施設づくりに活かします。



百間橋（彦根市立図書館所蔵写真）

3) 緑化推進

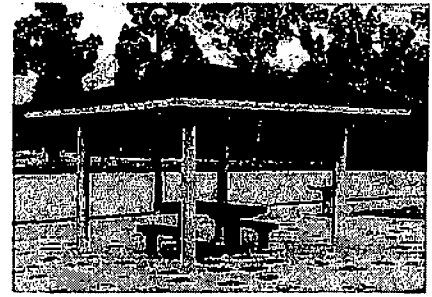
- ・陸上競技場の周囲に高木を植樹し、建物からの圧迫感の緩和や景観保全に配慮します。
- ・騒音や土ぼこりなど、周辺の生活環境への影響を緩和するため、公園の周囲や公園内に植樹して緑化を推進します。



緩衝緑地の例

4) 自然素材の活用

- ・滋賀県産木材など自然素材・地域資源を活用して地域の風土などに調和した施設をつくります。
- ・公園を訪れた人びとが自然のぬくもりや自然の大切さを感じることができるような空間をつくります。



自然素材を利用した四阿（あずまや）

5) 住環境に配慮した施設設計

- ・施設整備に伴う騒音、振動などによる周辺的生活環境への影響を最小化するように環境保全に配慮します。
- ・安全で住みよいまちづくりの観点から、外灯や防犯カメラの設置など関係機関と協議します。

（4）公園内に導入を検討している施設【再掲、まとめ】

1) 施設の種類の種類

- ・第1種陸上競技場、第3種陸上競技場、野球場（存置）、駐車場
- ・その他施設
例えば、庭球場、多目的広場、芝生スペース、休憩所、ジョギングコース、緑地緩衝帯などの整備について検討します。
（スポーツ会館、プールは公園内に導入しません。）

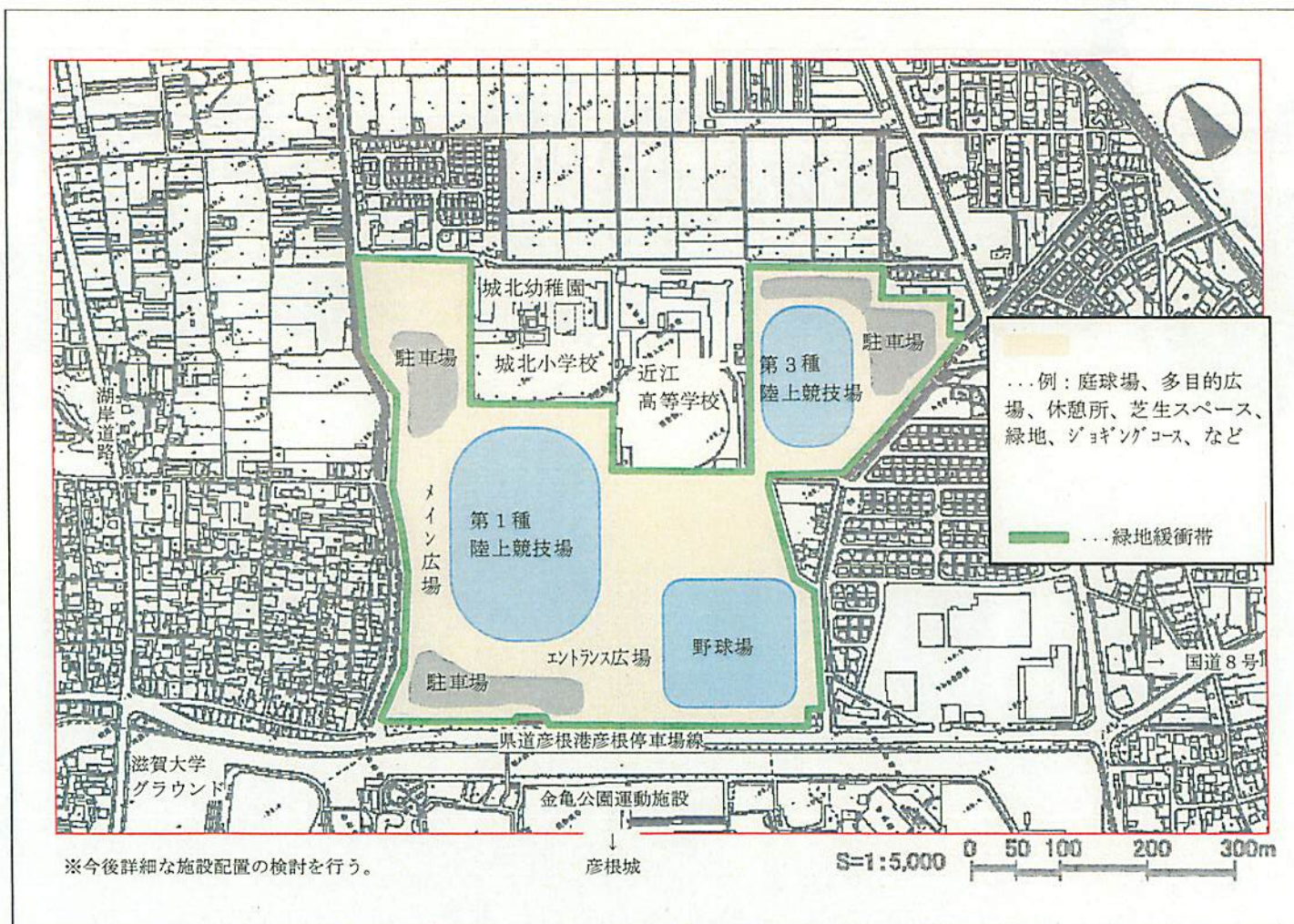


現有施設の敷地（約14ヘクタール）に隣接する約8ヘクタールを加え、全体22ヘクタールまで敷地を拡張します。

2) ゾーニング

- ・施設の配置・ゾーニング（案）について、次図のとおり計画しています。

施設配置図（ゾーニング図）案



- ・公園の整備イメージパースを作成しました。



図 5.2 エントランス広場から彦根城を望む

第6章 事業化の検討

6-1 公園整備スケジュールの検討

国体開催に向け、次の整備スケジュールをもとに、公園整備を着実に進めていきます。

作業項目	H26年 (10年前)	H27年 (9年前)	H28年 (8年前)	H29年 (7年前)	H30年 (6年前)	H31年 (5年前)	H32年 (4年前)	H33年 (3年前)	H34年 (2年前)	H35年 (1年前)	H36年 (開催年)
都市公園 計画・設計	基本構想・基本計画 ～基本設計～実施設計									供用開始 ↓ リハビリ大会開催	第79回国民体育大会 第24回全国障害者スポーツ大会開催
基盤整備 ほか				既存施設解体、基盤工事 その他公園施設工事、地盤対策工事							
施設整備			施設設計		建築工事						

図 6.1 整備スケジュール

6-2 今後の主な課題

○関係法規制などへの対応

- ・第1種陸上競技場の高さについて、地盤の高さや建物の構造、デザインなどを工夫して周囲の景観の負担とならないよう検討します。
- ・公園整備に適した用途地域の変更などについて関係機関と協議します。
- ・計画地の軟弱地盤への対策を検討します。

○景観への配慮

- ・計画地が彦根城に近接していることから、公園整備において景観や眺望への負荷軽減を図ることは大変重要であり、施設の配置計画や施設の規模、デザイン、色彩などの検討過程において、景観や眺望に配慮します。
- ・陸上競技場などの建物の圧迫感を軽減するため、公園一帯を樹木で覆い、公園全体での工夫も検討します。
- ・彦根城の世界遺産登録への取り組みに配慮して、建物の形状や意匠、色彩などを検討します。

○適正規模の検討

- ・未来に負担を残さないためにも、国体開催を見据えて適正規模による施設整備を検討します。

○交通計画の検討

- ・彦根市が計画地周辺の交通渋滞対策として検討している道路改修などの計画と整合を図ります。
- ・国体開会式時には、交通規制などにより交通渋滞を回避できるよう道路管理者や警察などと協議します。

○地域住民の理解

- ・公園整備や敷地拡張に関して、地域住民の皆さんや地権者の皆さんに説明し理解を得るよう努めます。

○企業との連携の取り組み

- ・人々に長く愛着を持って利用される公園とするため、施設の整備や管理運営の面で民間のノウハウや創意工夫の活用を検討します。
- ・新たな財源を確保し、施設を安定的に運営するため、ネーミングライツの導入などについて検討します。

○住民参画と地域づくり

- ・国体終了後のまちづくりにもつながるよう、地域に親しまれる公園づくりに向けた住民参画のあり方について検討します。
- ・記念植栽、手形陶板など住民の皆さんが気軽に参加でき、将来に向かって愛着を持って施設を利用いただくような取り組みを検討します。
- ・美化活動に対するサポーターを募るなど公園運営への住民の皆さんの参画を進める取り組みを検討します。

資料

1 (仮称)彦根総合運動公園整備計画検討懇話会の開催概要

基本構想の策定に向けて、検討を行った(仮称)彦根総合運動公園整備計画検討懇話会の開催概要は以下のとおりです。

表 開催日程など

開催日程	審議事項など
第1回 平成26年11月6日(木)	・現地確認 ・公園整備に向けた課題整理と基本方針について審議 ・公園施設の配置の検討について審議
第2回 平成26年11月27日(木)	・施設規模やその他導入機能について審議 ・施設の配置計画について審議
第3回 平成26年12月25日(木)	・基本構想(案)について審議
第4回 平成27年2月26日(木)	・基本構想(案)に対する意見募集の結果について審議 ・基本計画の構成案について審議

表 懇話会メンバー

(順不同・敬称略)

選 出 区 分	機関・団体名および役職名	氏 名	備考
利 用 者 (学校関係)	公益財団法人滋賀県体育協会 (さざなみスポーツクラブ マネージャー)	副会長 河上 ひとみ	副座長
	一般財団法人滋賀陸上競技協会	専務理事 坂 一郎	
	滋賀県レクリエーション協会	生涯スポーツ推進部長 西條 智晴	
	滋賀県障害者スポーツ協会	理事 原 陽一	
	滋賀県健康推進員団体連絡協議会	副会長 山田 和代	
	滋賀県高等学校保健体育研究会 (県立八幡商業高等学校 校長)	会長 辻井 美恵子	
産業・経済関係	《経済・経営》 滋賀銀行営業統轄部地域振興室	室長 植西 正寿	
	《観光》 公益社団法人彦根観光協会	会長 一圓 泰成	
	《文化・出版》 サンライズ出版株式会社	代表取締役 岩根 順子	
	《ランドスケープ、防災》 立命館大学理工学部建築都市デザイン学科	准教授 武田 史朗	
学 識 経 験 者	《景観、建築》 滋賀県立大学環境科学部環境建築デザイン学科	教授 松岡 拓公雄	座長
	《歴史・文化》 滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科	教授 濱崎 一志	
	《スポーツ社会学、女性とスポーツ》 びわこ成蹊スポーツ大学	准教授 佐藤 馨	
	《地方財政、地域経済》 龍谷大学政策学部	教授 只友 景士	
	彦根市都市建設部	部長 山田 静男	
行 政 関 係	松原二丁目第2部自治会	会長 岡田 和男	第3回～
地 域 団 体 【特別委員】	大洞自治会	会長 北村 収	第3回～

2 国体検討懇話会 検討結果報告書（平成 25 年 1 月 7 日 国体検討懇話会）

- 国民体育大会（国体）は国内最大のスポーツイベント。各府県の持ち回りで開催。
- 国体に関し、「地方の財政事情の悪化」「総合優勝のみを目的とする無理な強化策」などの問題が提起されている。
- 滋賀県では平成36年の開催を想定しなければならない状況。
- 平成24年度「国体検討懇話会」を設置、「時代の流れに沿った『滋賀らしい国体』のあり方」について検討を行った。

I 滋賀で国体を開催する「意義」について

国体開催は、滋賀に住む人びとの「暮らしの質」を高め、「絆」を深める契機となる。

「夢育て」

滋賀の次世代を担う子どもや若者たちが、
スポーツの楽しさに触れ、夢を育てるきっかけとできる。

「スポーツの推進・健康育て」

あらゆる人びとがスポーツに親しみ、
生涯にわたり健康な生活を送るきっかけとできる。

「人育て」

スポーツを通じ、郷土を愛し、支えることのできる人材を育てることができる。

「地域育て」

未来の滋賀に有形・無形の資産を残すことで、
持続可能で活力ある地域社会の形成に資することができる。

「滋賀のファン育て」

全国から滋賀を訪れる多くの人に、滋賀の魅力を伝える絶好の機会とできる。

II 時代の流れに沿った「滋賀らしい国体」のあり方について ～滋賀で国体を開催する際に掲げるべき「目標」～

国体開催を契機に、滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会をつくる。

1 滋賀をスポーツで元気にする国体

健康づくり・スポーツ振興

- 少子高齢化社会を見据え、国体を県民の健康づくりに向けての行動の契機とし、活力ある地域社会の基盤を形成
- 滋賀のあらゆる人びとが、将来にわたりスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくり

2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる国体

若者・女性が関与

- 自分たちが主役となる国体に、準備の早い段階から若者が関与できる機会を確保するとともに、世代間交流を促進
- 自ら進んで国体準備や開催に関わることで、心身ともにたくましく、思いやりの心を持った子どもを育成
- 女性の視点による国体準備や運営に配慮することを通じ、女性がよりスポーツに親しむことのできる環境づくり

3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす国体

多様なひととの協働
大学・企業との連携

- 様々な立場のひと、多様な主体との連携など、滋賀の「人の力」を活かした国体開催と、開催を通じた協働社会の実現
- 各大学・県内企業の持つ、滋賀の「地と知の力」を活かした国体開催と、開催を通じた社会貢献の定着

4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる国体

滋賀の魅力発信
・まちおこし

- 環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を、各地域の特性を活かしたアピール
- 国体を契機に、国体準備や運営、「おもてなし」の経験を活かしビジネスを展開、地域経済を活性化

5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する国体

新たな考え方による
競技力向上

- 競技力向上は、国体終了後に残る選手と指導者の好循環の形成が目的

6 滋賀の未来に負担を残さない国体

財政均衡のもとでの開催

- 大学や企業の施設も含めた既存施設の有効活用や大会運営の簡素・効率化を通じ、財政均衡のもとで開催
- 民間活力の導入も視野に入れ、必要性や規模を十分検討、国体後も持続可能な施設を整備
- 環境にも配慮した、防災等多目的に使用できる施設を整備

Ⅲ 国体開催にあたっての課題と、対応の方向性について

目標の実現に向け、今後以下の方向性を踏まえ、具体的な方策検討を期待する。

1 県民参加

- ①健康づくり ○国体準備・開催の過程で、日常生活で取り込む運動等、健康づくり活動を推進
- ③スポーツの裾野の拡大 ○スポーツに触れ、親しむ機会づくり ○デモンストレーションスポーツの充実
○普段スポーツをしない人が国体・スポーツに関心を待てる発信方法の検討
- ④子どもや若者、女性の参画 ○準備の早い段階から、子どもや若者、女性の意見が反映できる機会を確保
○大学生等の力を借り、子どもたちがスポーツに触れ、国体について理解を深める機会づくり
- ⑤多様な立場のひとの参画 ○高齢者、障がい者等の参画による国体準備・施設整備
- ⑤幅広い県民の関与 ○県民が、それぞれの立場で主体的に参画しやすい仕組みづくり
○早い時期から募金を募るなど、国体に対する県民の広範な支援を得られる仕組みづくり

2 地域振興

- ①市町との連携・協力 ○市町との連携協力による国体準備 ○早期に実施競技や会場地の検討に着手
- ②県内各地域での開催 ○競技会場はできる限り県内に分散
- ③おもてなし・観光 ○各地域の独自性が発揮できる「おもてなし」
○宿泊準備等の取り組みが、国体開催中や終了後のビジネスにつながるよう配慮

3 人の育成

- ①競技力向上・選手育成 ○国体開催後も継続できる選手育成体制づくり ○県民が地元アスリートを支援できる手法の検討
○大学生等の力を借りたジュニア育成システムの検討
- ②指導者の育成 ○指導者、競技役員等育成計画の早期策定
○指導者が国体終了後も滋賀の地で、選手育成やスポーツ推進に携わる方策を検討
- ③総合優勝についての考え方 ○総合優勝のみを目的とする一時的な強化策は取らず、選手・指導者の好循環につながる強化策のあり方を検討

4 施設の確保・競技運営

- ①創意工夫のもとでの施設の確保・競技運営 ○大学や企業等、民間の施設も含めた県内既存施設の有効活用
○国体後も多くの人々が利用できる多機能性を持つ施設を検討
○他府県との連携協力による施設や設備の共同調達・利用の検討
○選手の立場に立った競技運営、宿泊施設の確保
- ②環境への配慮 ○自然エネルギー等の活用 ○環境負荷を極力少なくできるよう配慮
- ③施設整備を行う際の留意点 ○広域防災拠点としての整備検討 ○「全国障害者スポーツ大会」も念頭に置いた施設改修や整備
○施設規模は慎重に検討、場合によっては仮設対応も検討
- ④民間活力の導入 ○企業や団体の社会的貢献の場 ○民間活力による財政支出の抑制、地域経済活性化
- ⑤主会場確保と競技会場選定 ○主会場確保について対応方針を早急に策定 ○各競技会場選定等の議論を早期に実施

5 その他

- 開催準備にあたっての留意点 ○準備に要する期間を見定め、時期を逃さず準備に着手
○国体施設基準等の見直しや弾力的な運用を、日体協等に要望
○地方制度改革等の動向に留意、柔軟に対応

- 「ジュニア部会」の取り組みを踏まえ、子どもや若者の主体的な関与が継続して得られる取り組みを期待。
- 滋賀で将来開催される国体を、全国に「新しい国体像」を発信できる。「滋賀らしさ」にあふれた魅力ある大会に。
- 他府県にはない施設面での課題に対応するためにも、すみやかな招致表明、特に主会場選定等準備着手が必要。

3 第79回国民体育大会開催基本方針

(平成25年10月31日開催・第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会の第1回総会決定)

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で平成36年(2024年)に開催する第79回国民体育大会は、次代を担う人育てや活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

この大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図ります。

併せて、福祉、教育、観光及び経済への総合的なかつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) 滋賀をスポーツで元気にする国体

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

(2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる国体

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましい思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

(3) 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす国体

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

(4) 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる国体

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

(5) 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する国体

この大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢をはぐくみ、実現することのできる環境づくりを目指します。

(6) 滋賀の未来に負担を残さない国体

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ防災など多目的に施設としての整備を目指します。

4 第79回国民体育大会主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書

Ⅶ 評価の総括 ～主会場選定（案）～

（平成26年5月 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会）

前Ⅶの各候補地の比較検討および意見集約（評価）を踏まえ、法令や整備上の課題など施設整備の実現可能性、国体の運営、国体後の利活用も視野に入れた「日常性」「将来性」「地域への貢献」「スポーツの推進」の視点から総合的評価を行い、以下に示す「主会場選定（案）」のとおりに国体主会場として最もふさわしい地を選定した。

○主会場選定（案）

1 第79回国民体育大会の開・閉会式場および陸上競技会場（主会場）

滋賀県立彦根総合運動場とする。

◇主な選定理由

- ◆ 地域住民の生活圏内にあり、国体開催後も日常的に多様な主体が気軽にスポーツに親しめる環境にある。
- ◆ 近隣に小学校・中学校・高校・大学が集積しており、公共交通機関から徒歩移動が可能であるとともに、名神高速道路ICからも近いなど交通アクセスがよいことから、将来にわたって継続的に多くの方のスポーツ利用のほか、多目的な活用も見込める。
- ◆ 彦根城を中心とした観光名所、大学、地場産業、商業施設と結びつくことにより地域経済の活性化につながる。また、琵琶湖に近接し、彦根城を眺望できるという立地を活かし滋賀の魅力を日本全国、世界に発信できる。
- ◆ スポーツ拠点として滋賀県のスポーツ推進を牽引してきていることを踏まえ、今後も滋賀県のスポーツ推進の中核施設として機能強化を図れる。

◇主会場施設整備に関する意見

- ◆ 敷地拡張や地盤整備、法規制への対応などが必要であることから、県においては、地元彦根市との連携、協力のもと、施設整備の全体スケジュールに遅れが生じないように取り組まれない。
- ◆ 施設整備にあたっては、彦根市とその周辺地域が有している歴史性、文化性との調和に配慮されたい。

2 付帯意見

- ◆ 滋賀県希望が丘文化公園、びわこ文化公園都市は、本来のコンセプトや地の利などを活かすことで、より一層の活用が見込めると考えられることから、県においては、将来の滋賀県のスポーツ推進に向けて、それぞれのあり方や活用方法を検討されたい。

5 上位関連計画の概要

①彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成24年3月 滋賀県）
H28年度見直し予定

■都市づくりの基本理念

- ・都市機能の集約化を取り入れたまちづくり
- ・暮らしの”質”を重視したまちづくり
- ・多様な地域資源を活かしたまちづくり
- ・既成市街地の元気を育むまちづくり
- ・環境との良好な調和を図るまちづくり
- ・区域内でのバランスの良い発展を支えるまちづくり

■都市景観形成と保全に関する方針

○土地利用に関する方針

商業地・工業地・住宅地などの適正な用途確保と配置・誘導を図る。

その中でも彦根市は中心商業地に位置づけられており、業務機能とあわせて本都市計画区域の核をなす商業地を形成している。

○都市景観形成と保全に関する方針

本都市計画区域は伝統的なまちなみ景観や、豊かな自然・歴史・文化資源を有しており、これらの保全と調和するまちづくりを推進する。

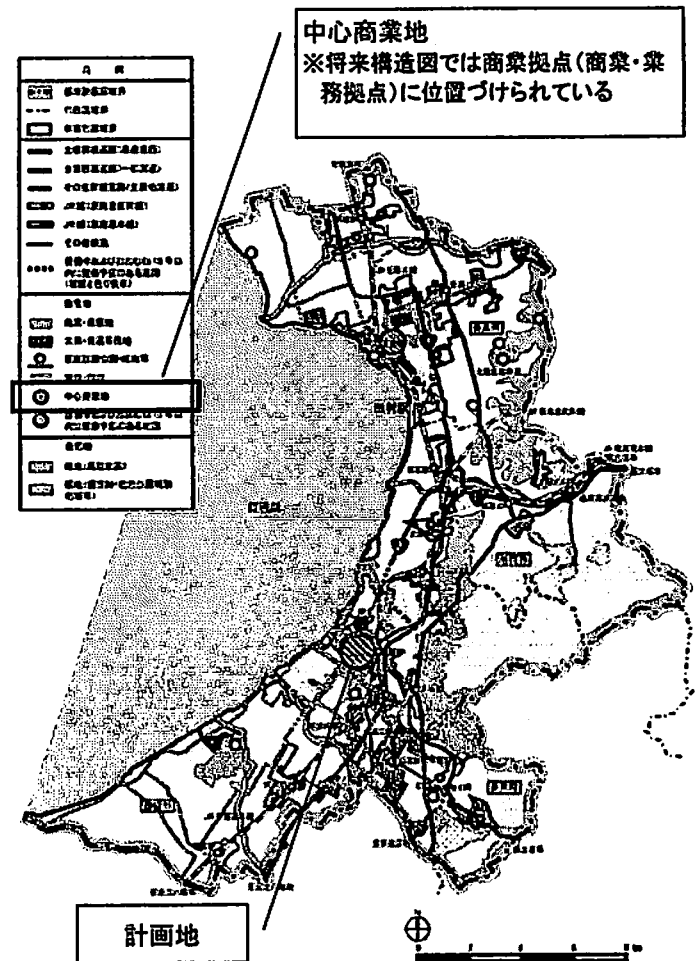
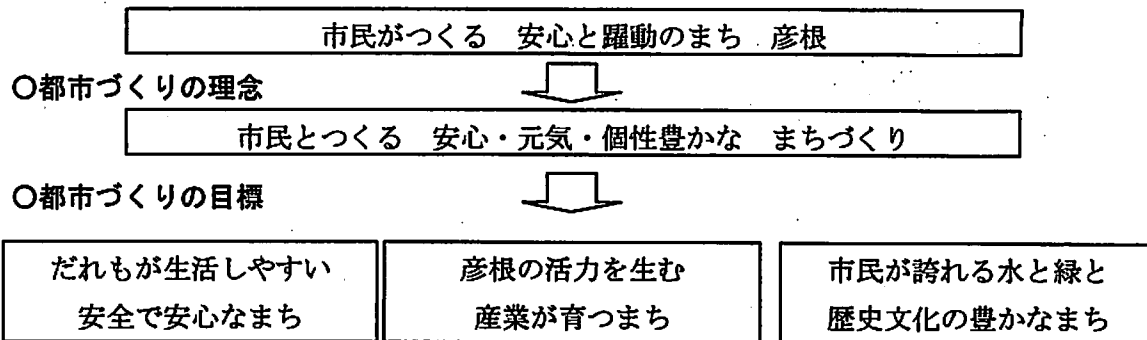


図 彦根長浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
附図

②彦根市都市計画マスタープラン（平成19年3月 彦根市）※H26・27年度見直し予定

■都市づくりの3つの目標



■土地利用の方針

- 彦根港、金亀公園および総合運動場周辺地域一体を彦根市の観光・レクリエーション系(ゾーン)の拠点として位置づけ、その利活用を図る。

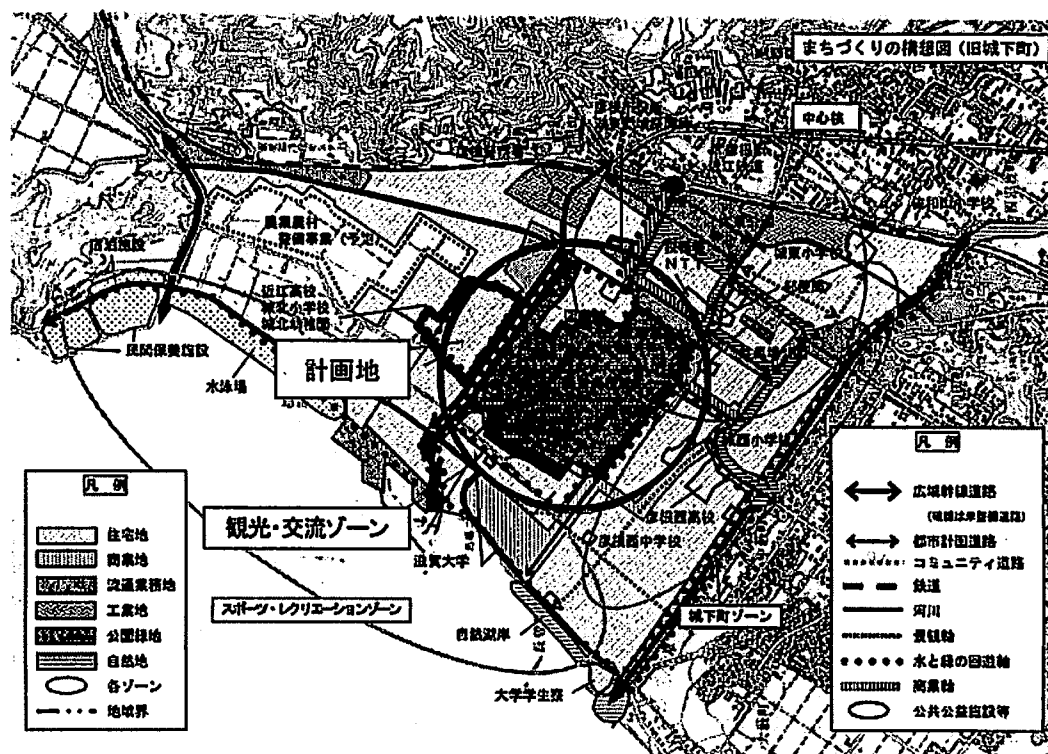


図 彦根市のまちづくりの構想図

③彦根市景観計画（平成 19 年 6 月 彦根市）

■景観形成のテーマ

城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造

■めざすべき景観像

1. 歴史と伝統を語りかけ深みのある風格が漂うまち
2. うるおいのある豊かな自然とともにくらすまち
3. 新しい時代の活気あふれる魅力が感じられるまち
4. くらしの心づかいが育むゆとりとふれあいのあるまち
5. 湖国のふるさとの風景をつくる個性ひかるまち

■景観計画区域

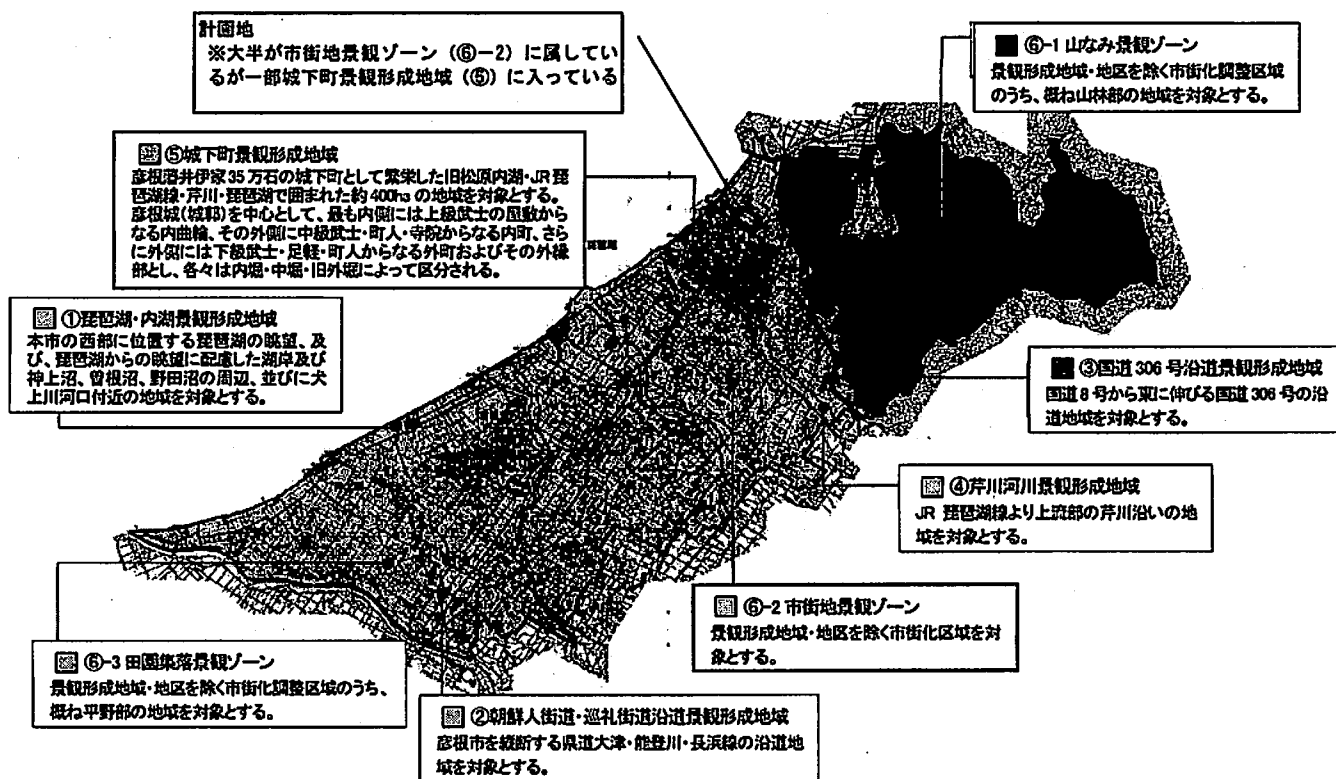


図 彦根市景観計画区域図

■眺望景観

城下町景観形成地域[外町地区]では、下図に示す3カ所の視点場から彦根城（彦根山および天守）の眺望を阻害しないよう建築物の位置および高さとしてとされている。

・眺望対象は、以下の3カ所である。（ ）内は、標高を示す。以下同じ。

①西の丸（128.0m） ②天守（138.8m） ③天秤櫓（114.2m）

・視点場は、以下の3カ所である。

①大洞弁財天（124.0m） ②矢倉川橋（90.0m） ③松原湖橋（89.7m）

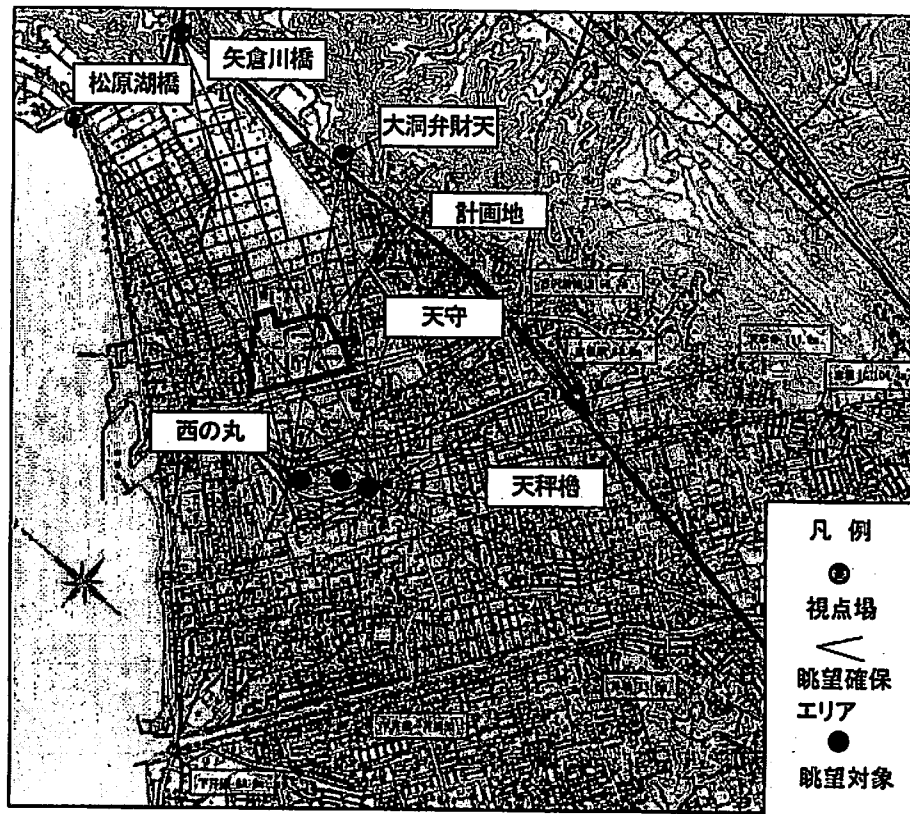


図 城下町景観形成地域の眺望景観図

④彦根市歴史的風致維持向上計画（平成 23 年 3 月 彦根市）

■重点区域

歴史的風致の維持・向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である区域

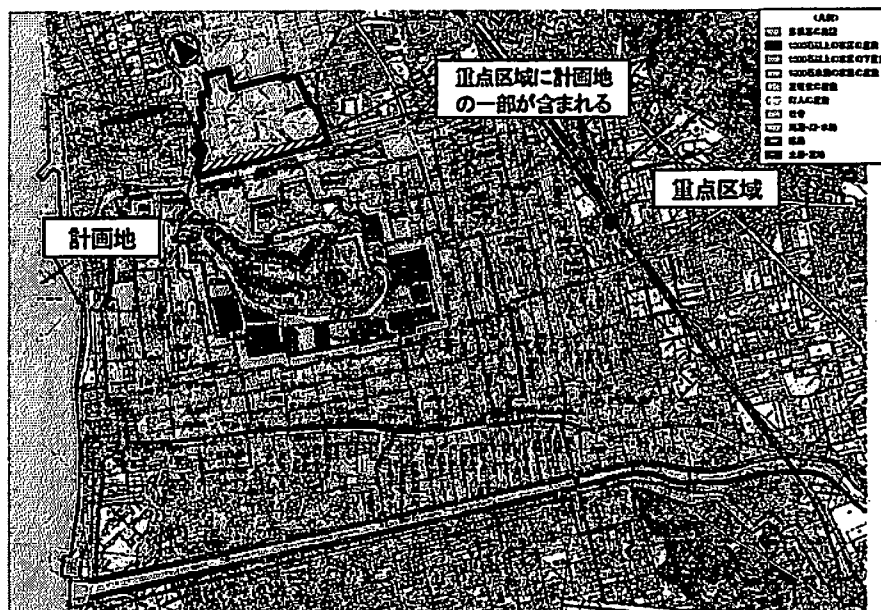


図 重点区域の位置

■良好な景観の形成に関する施策との連携

都市計画・景観計画と連携し、歴史的風致の維持・向上を図る。

■計画地が関連する施策など

計画地の一部が重点区域に含まれていることから、次のような関連する施策などに留意する必要がある。

○都市計画マスタープラン

彦根市都市計画マスタープランでは将来都市構造のあり方の中で彦根城周辺区域を歴史拠点と位置づけており、歴史的な市街地エリアとして北側の旧内湖干拓地を加えたエリアを「旧城下町地域」としてまちづくりの基本方針を以下のように示している。

- ・彦根市の中心市街地にふさわしい市街地整備を目指す
- ・伝統的建造物や歴史的まちなみを保全し、彦根城と城下町の「世界遺産登録」を目指す
- ・賑わいと活力ある観光産業の促進を目指す
- ・防災、減災対策に努める

○都市計画

計画地が彦根城風致地区に指定されている。

○景観計画

計画地の一部が城下町景観形成地域に指定されている。

※H28 年度見直し予定

■ 基本理念

歴史と自然の緑を結ぶグリーンネットワークシティ彦根の創造

■基本方針

1. ふるさとの原風景となる農と山の緑を守る。
2. 湖岸と川辺の緑を守り育てる。
3. 残された歴史と文化の香り高いお城の緑、社寺林を守る
4. 花と水と緑で、いきいきとしたまちによみがえらせる。
5. 街にインフラとしての緑を創る。
6. 公共公益施設、企業などのオープンスペースの緑化を促進し、ふるさとの緑として創り育てる。
7. 多様な緑を緑のベルトでつなぎネットワーク化を図る。
8. 緑のグラウンドワークを展開し、みんなで緑を育てる。

■緑の将来像

図解 店販立地の基本計画 「店舗立地の3つの基本論」

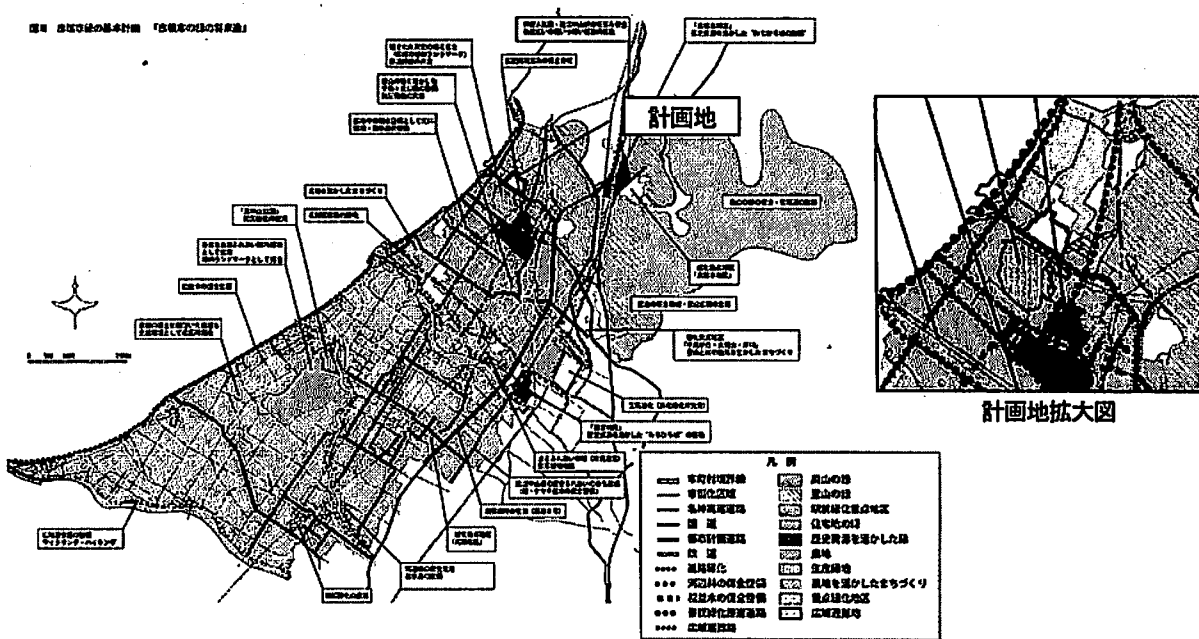


図 緑の将来像

※計画地は緑の将来像の設定は行われていないが、計画地の周辺地域では緑の将来像の設定が行われているため、計画地における公園整備にあつては、この基本計画の理念に沿って、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成などの機能を持った緑地を総合的に計画します。また、地域の実情に応じ、歴史的環境の保全、地域振興などのネットワーク設定も考慮します。

⑥彦根城世界遺産暫定一覧表記載資産準備状況

■当該地の立地状況

平成4年より世界遺産暫定一覧表記載資産となっており、現在も世界遺産登録を目指している構成資産「彦根城」の北側に隣接するかたちで位置している。

世界遺産は、構成資産と緩衝地帯(構成資産の資産価値を保全するために開発を規制する地域)で構成されている。

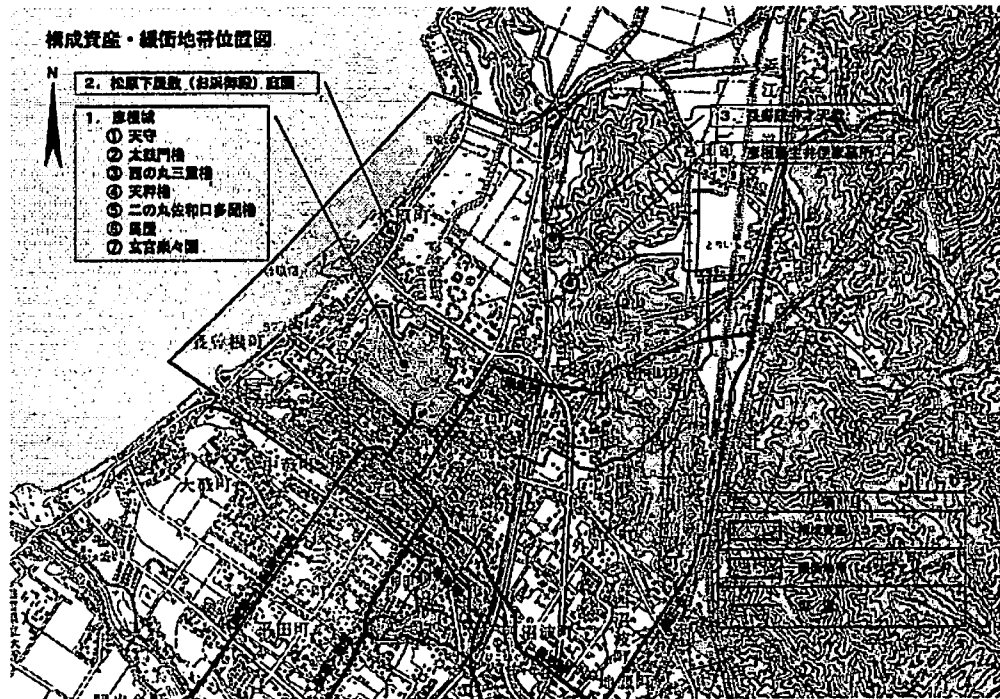


図 構成資産・緩衝地帯位置図（見直し検討中）

■整備にあたっての配慮

緩衝地帯において適用される規制は以下の通り（計画地に該当するもののみ抽出）

- ・彦根市景観計画に基づく城下町景観形成地域（外町地区）に指定
- ・彦根城風致地区に指定

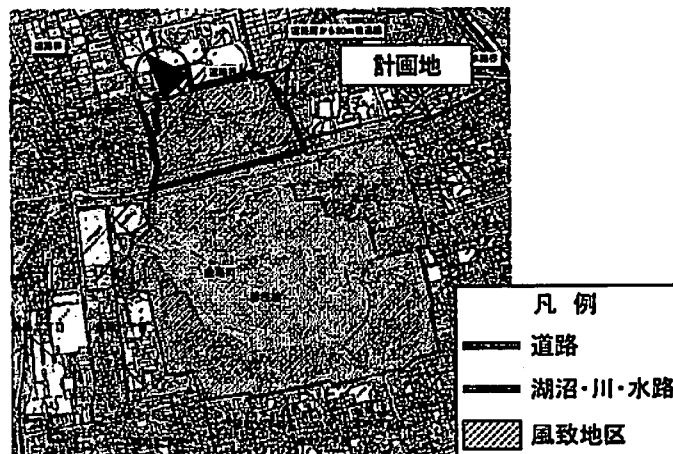


図 彦根城風致地区位置図

⑦滋賀県スポーツ推進計画（平成 25 年 3 月 滋賀県）

■目指す姿

すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現

■基本方針（関連部分詳述）

- 1 自ら行うスポーツ活動の充実
- 2 次代を担う子どもの運動・スポーツ活動の充実
- 3 スポーツ環境の充実

○学校体育施設・スポーツ施設の活用・充実

- ・学校体育施設などの効果的・効率的活用（公共スポーツ施設などの開放の充実）
- ・スポーツ施設の充実・確保（ユニバーサルデザインなど安心して利用できる整備）
- ・安全性の確保（施設の定期点検、安全対策、AED 設置）

- 4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化
- 5 滋賀の特性を活かしたスポーツの推進

⑧滋賀県地域防災計画（平成 25 年度 滋賀県）

■彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況

○滋賀県緊急輸送ネットワーク

計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。

○滋賀県緊急消防援助隊受援計画

- ・陸上競技場：飛行場外離着陸場
- ・彦根総合運動場：宿営可能場所（屋外）
- ・スポーツ会館：宿営可能場所（屋内）

に指定されている。

⑨彦根市地域防災計画（平成 25 年度 彦根市）

■彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況

○緊急輸送ネットワーク

計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。

○災害用ヘリポート

計画地内多目的広場・陸上競技場が指定されている。

○一時避難場所

計画地内スイミングセンターが指定されている。

⑩東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画

（中央防災会議・平成 19 年 3 月 20 日）

平成 26 年度見直し予定

非被災地域から被災地域へ物資を輸送する広域物資拠点に本運動場が指定されており、食料・約 21 万食などが輸送される。